



皆様、こんにちは。

本日の講演会では、「税の役割」や「税制の現状」といった税に関する基本的な情報から、「国税庁の使命」や「税務署の仕事」といった国税当局の組織の機構に関すること、更には、国税当局の取組である「適正・公平な税務行政の推進」、「納税者サービスの充実」、「災害への対応」、「酒税及び酒類行政」の内容について、ご説明させていただきます。

そのほか、「政策評価と税務行政の改善」、「国税庁の取組紹介動画」についても、順をおってご説明させていただきます。

はじめに

「税を考える週間」とは

実施期間 11月11日～17日

趣旨 税の意義や役割について能動的に考えてもらい、
税に対する理解を深めてもらう

テーマ 「これからの社会に向かって」

「週間」の変遷

昭和29年～	「納税者の声を聞く月間」
昭和31年～	「納税者の声を聞く旬間」
昭和49年～	「税を知る週間」
平成16年～	「税を考える週間」

はじめに

はじめに、国税庁で実施している「税を考える週間」についてご説明します。

国税庁では、国民の皆様にご自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために、日頃から租税の意義や役割、税務行政に対する知識や理解を深めていただくなどの納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としております。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介しますこととしております。

この「税を考える週間」の歴史を申し上げますと、昭和29年に、納税者の皆様の声を税務行政に反映させるため、「納税者の声を聞く月間」を設けたことから始まります。

そして、昭和31年からは、苦情相談を重点項目として期間を「月間」から「旬間」に改め、税務行政に対する納税者の皆様の意見や要望を積極的に聴き、各種の行事を通じて納税者の皆様との信頼を深め、納税者の皆様にとって近づきやすい税務署というイメージを作り、納税意識の向上を図ることを目的に実施しておりました。

また、昭和49年には、「旬間」の全般的な見直しを行い、毎年同じ時期に行うこととして「税を知る週間」に改称しました。

「週間」の実施に当たっては、税を社会全体の役割の中で捉える見地から、納税者の皆様だけでなく国民各層が、税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とするとともに、各種の施策を通じて、声を聞くという受身の姿勢だけでなく、積極的に税の重要性、執行の公平性等を広報することを目的に実施しました。

そして、平成16年からは、国民一人一人が、我が国をどのようにして支えていくのか、公的サービスと負担をどのように選択するのかを含めて、税の在り方、国の有り様を真剣に考えていただく時期に来ているという観点から、単に税を知るだけでなく、能動的に税の仕組みや目的を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めていただくことを明確にするため「税を考える週間」に改称しております。

このように、この取組は大変歴史のあるものです。

税の役割



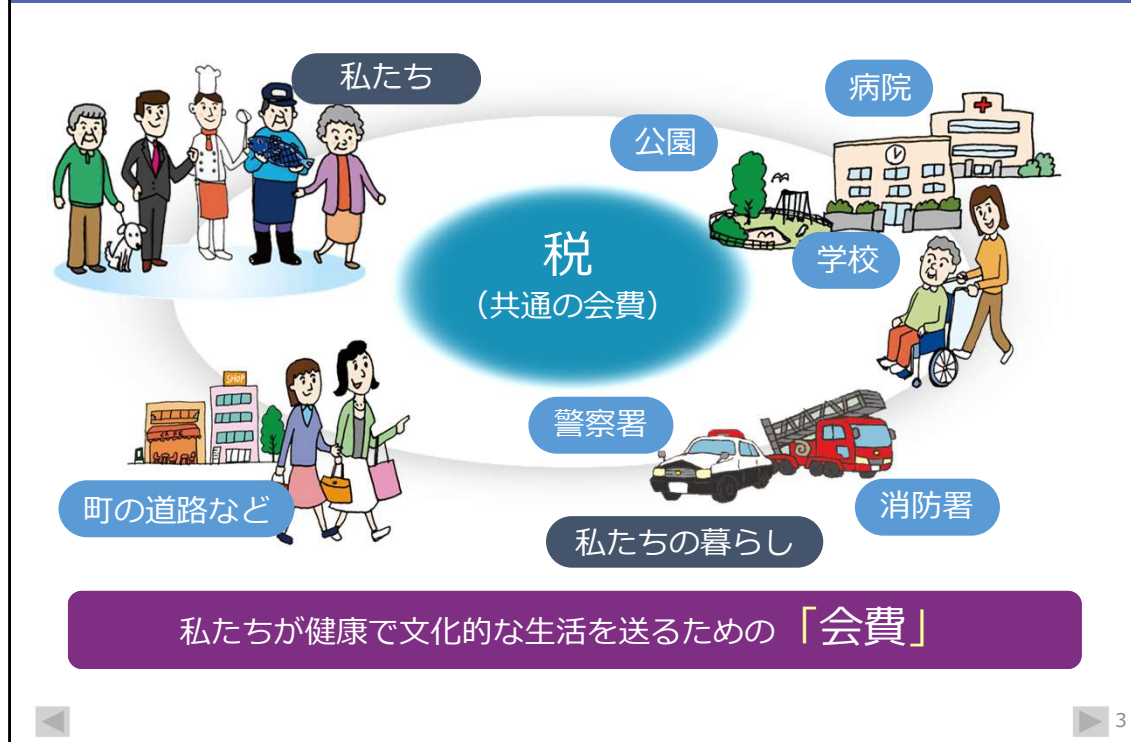
- 「社会の会費」である税とそのゆくえ
- 財政の現状
- 社会資本整備と公共サービスの費用
- 教育費
- 税の歴史と変遷

2

税の役割について、ご覧のような項目をご説明いたします。

「社会の会費」である税とそのゆくえ

～支え合いにより成り立っている社会～



「社会の会費」である税とそのゆくえ

～支え合いにより成り立っている社会～

私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公共サービスが存在しています。

公共サービスの内容は様々ですが、その費用は、主に税金によって賄われています。

つまり、必要な費用を、共通の会費として私たちが負担しているのです。

その会費を、私たちがどのように負担するかは、法律によって定めることとされています。

これが、租税法律主義です。

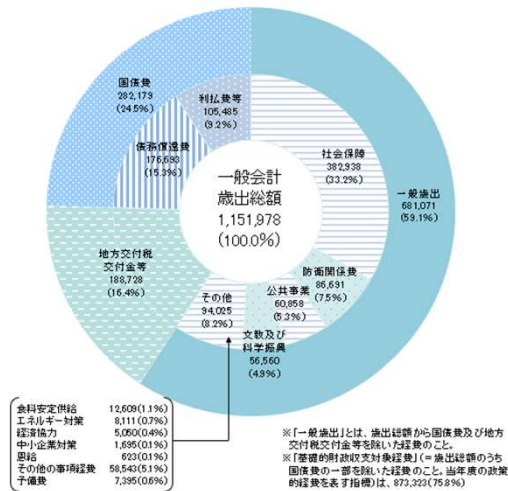
日本国憲法第30条において「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」、第84条において「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定められています。

私たちが、法律によって割り振られた負担をきちんと引き受けること、納税の義務を果たすことによって、様々な公共サービスは維持され、社会が成り立っています。

財政の現状

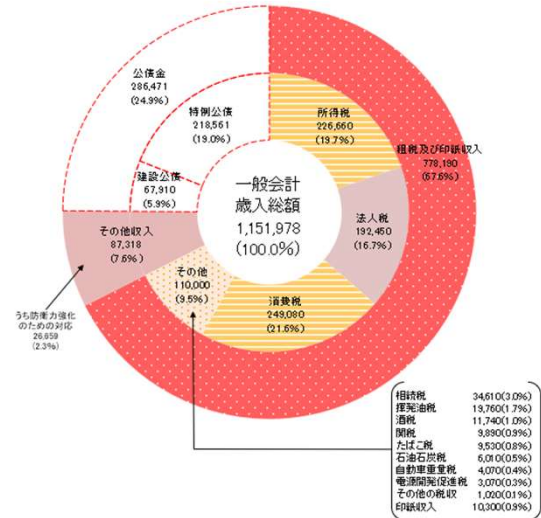
～歳出と歳入（令和7年度一般会計予算）～

国の一般会計歳出内訳（単位：億円）



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、縦断において合計とは合致しないものがある。
 (注2) 計数は前年度の予算による。(注3) 一般会計における社会保障関係費の割合は56.2%。

国の一般会計歳入内訳(単位：億円)



財政の現状

～歳出と歳入（令和7年度一般会計予算）～

我が国の歳出と歳入の図になります。

令和7年度当初予算の歳出は115兆1,978億円であり、そのうち約33.2%は私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、生活保護、こども・子育てなどに使われる「社会保障関係費」、約24.5%が国の借金である国債の元利払いに充てられる費用「国債費」となっています。

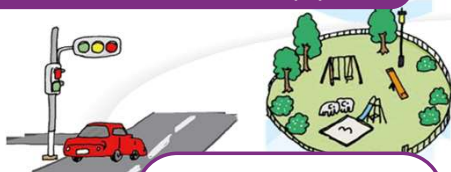
そのほかの主な支出には、地方公共団体の財政力の違いに応じ、公共サービスに格差が生じないように調整するために支出する「地方交付税交付金等」、住宅対策や市街地、道路、上下水道などの整備、災害が起こったときの復旧事業のために使われる「公共事業関係費」、教育などに関わる「文教及び科学振興費」などがあります。

次に、国の歳入のうち約67.6%は所得税、消費税、法人税などの「租税及び印紙収入」で賄われ、約24.9%は将来世代の負担となる国の借金「公債金」に依存しています。

社会資本整備と公共サービスの費用

～警察・消防、福祉、上下水道、道路、年金・医療費～

道路、上下水道、公園など



社会資本

警察・消防、教育、福祉など



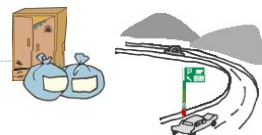
公共サービス

サービス内容に応じて、
利用する人が、
料金として費用を負担

粗大ごみの収集

高速道路の利用

など



豊かで安心して暮らせる未来のために、租税負担と給付の関係について
私たち一人一人が考えることが大切

社会資本整備と公共サービスの費用

～警察・消防、福祉、上下水道、道路、年金・医療費～

私たちの生活に欠かせない、道路、上下水道、公園などの公共施設、いわゆる「社会資本」や、警察・消防、教育、福祉などの充実した「公共サービス」を利用する際に利用料がかからないのは、利用の有無に関わらず、「税」という形で私たちが負担し合っているからです。

一方、粗大ごみの収集や、高速道路の利用など、一般のごみの収集や、一般道路の利用といった通常の公共サービスと異なる場合は、そのサービス内容に応じて、利用する人が料金として費用を負担する必要があります。

これからの日本社会と税を考えると、少子高齢化社会の進行に伴い、例えば高齢者が増えることによる社会保障関係費が増える一方で、その費用である社会保険料を負担する働き手が減り、税等による負担が増えるかもしれません。

このように、今後、豊かで安心して暮らせる未来のために、租税負担と給付の関係について私たち一人一人が考えることが大切となってきます。

(参考)

身近な財政支出

警察・消防費（令和5年度） 5兆4,456億円 一人当たり 約43,792円

ごみ処理費用（令和5年度） 2兆6,002億円 一人当たり 約20,910円

国民医療費の公費負担額（令和4年度） 17兆6,837億円 一人当たり

約141,530円

教育費

～小学生、中学生、高校生一人当たりの教育費～

令和4年度



小学生
約94万円



中学生
約109万円



高校生（全日制）
約113万円



税は、学校教育や科学技術の発展のために役立っている

教育費

～小学生、中学生、高校生一人当たりの教育費～

税は、私たちの学校教育や科学技術の発展のためにも役立てられています。

歳出のうち「文教及び科学振興費」が、学校教育や科学技術のために使われる予算です。

例えば、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツ振興などのための「教育振興助成費」、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」、経済的理由により修学が困難である優れた学生などのための「育英事業費」、将来に渡る持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」などが含まれています。

ところで、公立学校の児童・生徒一人当たりの年間教育費の負担額はどのようになっているのでしょうか。

令和4年度の調査では、公立学校の小学生では一人当たり約94万円、公立学校の中学生では一人当たり約109万円、公立学校の高校生では一人当たり約113万円となっています。

（参考：高校卒業までの期間中における公費負担額のイメージ）

小学生	約941,000円×6年間	=	約5,646,000円
中学生	約1,086,000円×3年間	=	約3,258,000円
高校生	約1,127,000円×3年間	=	約3,381,000円
合 計			約12,285,000円

税の歴史と変遷

～大宝律令と租・庸・調～

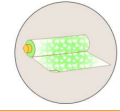
租
(そ)

男女の農民が納付する税
税率は収穫の約3%



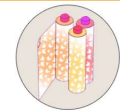
庸
(よう)

都での年間10日間の労働する税
又は布を納める税



調
(ちょう)

布や絹などの諸国の特産物を納める税



「庸」と「調」は、男子のみに課税され、
その税は農民の手で都に運ばれました。

飛鳥時代（701年）に成立した大宝律令に規定

税の歴史と変遷

～大宝律令と租・庸・調～

税の仕組みができたのは、701年の飛鳥時代まで遡ります。

その時代に成立した大宝律令には、「租・庸・調」という税の制度が盛り込まれました。

「租」は、男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。

「庸」は、都での年間10日間の労働、又は布を納める税でした。

「調」は、布や絹などの諸国の特産物を納める税でした。

「庸」と「調」は、男子のみに課税され、農民の手で都に運ばれました。

税の歴史と変遷

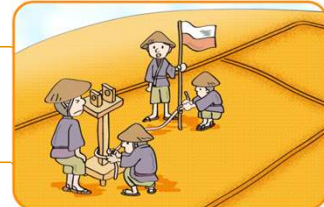
～明治時代の税（地租改正）～

地租改正

明治政府は歳入の安定を図るため、
1873年に地租改正を実施

地租とは

地租とは、地価を課税基準
として賦課された税



江戸時代に年貢を免除されていた
武家地や町地なども課税の対象となりました。

地価の3%を地租として貨幣で納めた

税の歴史と変遷

～明治時代の税（地租改正）～

明治時代、政府は歳入の安定を図るため、廃藩置県に伴い1873年（明治6年）に地租改正を実施しました。

その内容とは、年貢を廃止して、地価を課税基準として地租を賦課し、貨幣で納めさせるもので、税率は地価の3%とされました。

江戸時代には、年貢を免除されていた武家地や町地なども課税の対象となりました。

この地租改正事業は、地価の決定のために、土地の測量や地価の見積りを行う必要があったことから、数年間に渡って行われました。

これにより土地に課税されることが一般的となり、このことが、土地私有制の基礎となりました。

税の歴史と変遷

～シャウプ勧告と新しい時代の税制～



昭和24年にシャウプ使節団が来日



シャウプ勧告書

シャウプ勧告書の基本原則を、税制改正に反映

国税と地方税に渡る税制の合理化・負担の適正化

基礎控除額を引き上げて
負担を軽減

富裕税を創設

青色申告制度導入

納税貯蓄組合制度導入

税の歴史と変遷

～シャウプ勧告と新しい時代の税制～

日本における長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るため、昭和24年、カール・シャウプ博士を中心に7人で構成された税制使節団が来日しました。これがシャウプ使節団です。

シャウプ使節団は、全国各地を周って日本の課税の実情を調べ、8月にはシャウプ勧告をまとめ、9月に発表されました。

そのシャウプ勧告には、国及び地方公共団体の税に対する、税制面、財源配分面などについての体系的な改革案が示されていました。

その内容は、所得税を税制の根幹に据え、基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分は高額所得者へ富裕税として課税されるというものでした。

また、申告納税制度の水準の向上を図るための青色申告制度や、確実な納付のための納税貯蓄組合制度も導入されました。

税制の現状



- 税の分類 1
- 税の分類 2
- 税収の推移
- 消費税の概要

10

税制の現状について、ご覧のような項目をご説明いたします。

税の分類1

～直接税と間接税、国税と地方税、代表的な税目～

直接税

税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税

地方税	国 税	所得税	法人税	相続税	贈与税
	道府県税	県民税	事業税	自動車税	不動産取得税
	市町村税	市町村民税	固定資産税	軽自動車税	

間接税

税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税

地方税	国 税	消費税	酒税	揮発油税	たばこ税
	道府県税	地方消費税	道府県たばこ税	ゴルフ場利用税	軽油引取税
	市町村税	市町村たばこ税	入湯税		

納め方による分類・どこに納めるかによる分類

税の分類1

～直接税と間接税、国税と地方税、代表的な税目～

税の納め方によって分類すると、直接税と間接税に分類できます。

直接税とは、所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税金をいいます。

つまり、間接税は、税を納める義務のある人の納めた税が、物やサービスの価格に上乗せされて消費者の負担に移っていきます。

これを「租税の転嫁」といいます。

また、税をどこに納めるかによって分類すると、国税と地方税に分類できます。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいい、更に道府県税と市町村税に区分されます。

税の分類 2

～所得課税、消費課税、資産課税等～

所得に対する税

所得課税



所得税、法人税、
復興特別所得税など

所得税や法人税などのように、
利益（所得）を対象として課税

消費に対する税

消費課税



消費税、酒税、たばこ税、
揮発油税、自動車重量税など

消費税などのように、物品の消費
やサービスの提供などを対象として
課税

資産等に対する税

資産課税等



相続税、贈与税
登録免許税、印紙税など

相続税や登録免許税などのように、
資産等を対象として課税

何に対して課税するかによる分類

12

税の分類 2

～所得課税、消費課税、資産課税等～

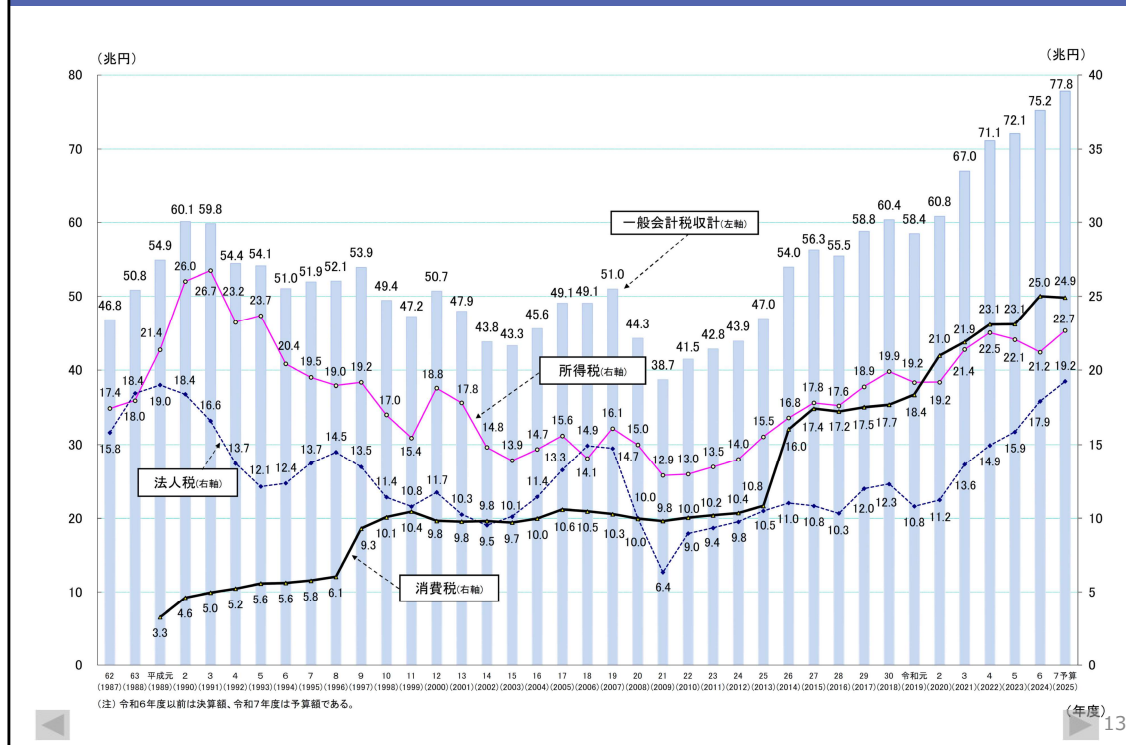
税を何に課税するかによって分類すると、所得課税、消費課税、資産課税等に区分されます。

所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得と言われる利益の部分に税を負担する能力を見出して、所得の大きさに応じて税負担を求めるものです。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税等のように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税をいいます。

資産課税等とは、相続税や贈与税、登録免許税、印紙税等のように、資産の取得や保有などに着目して課税される税をいいます。

税収の推移 ～税目別税収の推移グラフ～



税収の推移 ～税目別税収の推移グラフ～

税収は、景気の動向や税制改正といったものの影響により変動します。

所得税や法人税の税収は景気動向に左右されやすい一方、消費税の税収は税率によって変動はあるものの、比較的安定しています。

所得税については、バブル経済の崩壊に伴い税収が大きく減少したほか、サラリーマン世帯の税負担感の軽減等を目的とした制度的減税が重ねられてきました。

近年は、給与の増加等を背景に税収も増加してきていますが、あわせて定額減税や基礎控除等の引上げといった対応も行っています。

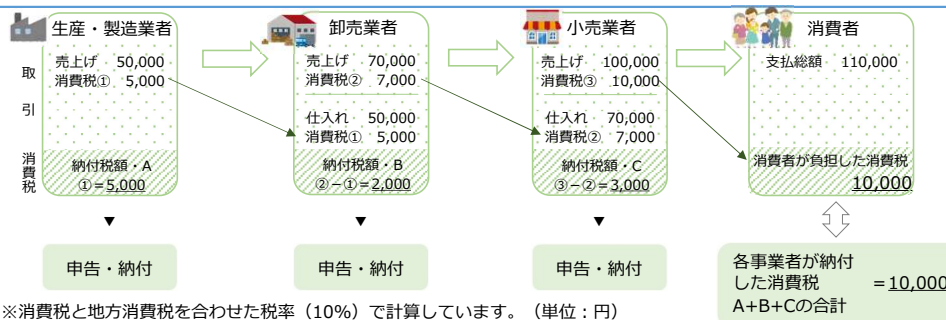
法人税の基本税率は、グローバル化に対応するとともに国際競争力を強化する観点から、税率を引き下げてきました。

また、リーマンショック後の景気の低迷により税収が落ち込むなど、法人税収は景気の動向により大きく変動しています。

消費税の概要

～基本的な仕組み～

消費税は、広く商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課される税であり、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて転嫁され、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。



※消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。（単位：円）

税率（令和元年10月～）

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②を対象としています。

- ① 飲食料品の譲渡（※）
- ② 週2回以上発行される新聞の譲渡（定期購読契約に基づくもの）

※酒類の譲渡及び外食やケータリングのような一定のサービスを伴う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象外です。

消費税の概要

～基本的な仕組み～

消費税は、広く商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課されます。

また、消費税は税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる間接税です。

具体的には、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて転嫁され、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担しますが、申告と納付は事業者が行います。

これを図を用いて説明すると、

まず一番左の生産・製造業者は、製品を卸売業者に販売し、税込の売上55,000円を受取り、そのうちの消費税5,000円を国に納付します。

次に、卸売業者は、仕入れた商品を小売業者に販売し、税込の売上77,000円を受け取ります。

そのうち7,000円が消費税ですが、仕入れの際に製造業者に対して消費税5,000円を支払っています。

そのため、7,000円から5,000円を差し引いた2,000円を国に納付します。

このように、事業者は、その売上げに対して課税されますが、税の累積を排除するために、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除した差引税額を国に納付することとなります。

そうしますと、最終的に、消費者の皆様が負担する10,000円は、製造業者、卸売業者、小売業者の各取引段階で、それぞれ国に納付された金額、すなわち図中のAからCの合計額10,000円と一致することとなります。

以上のように、消費税は、製造、卸、小売といった取引の各段階で、販売価格に含まれて転嫁されていくことが重要ですので、消費税の転嫁拒否を含む買いたたき等については、関係省庁において厳正に対処することとしています。

なお、参考ですが、消費税は、国内の消費者に最終的な負担を求める税です。

このため、輸出取引については、輸出国側では免税とし、輸入取引については、輸入国側が輸入の際に課税する仕組みとなっています。

また、左下の表のとおり、令和元年10月以降、国と地方を合わせた消費税の税率は標準税率10%、軽減税率8%となります。

この軽減税率の適用対象について、簡単に説明します。

軽減税率は、①飲食料品の譲渡と、②週2回以上発行される新聞の譲渡を対象としています。

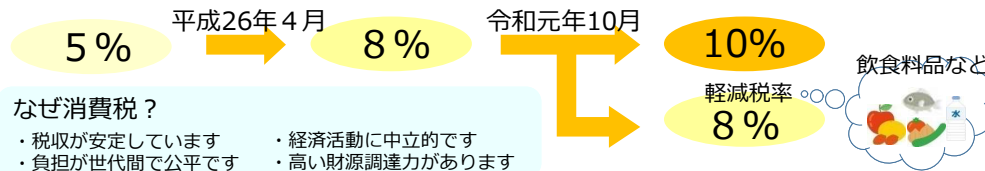
この飲食料品の譲渡のうち、酒類の譲渡や外食やケータリングのような一定のサービスを伴う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象外とされています。

消費税の概要

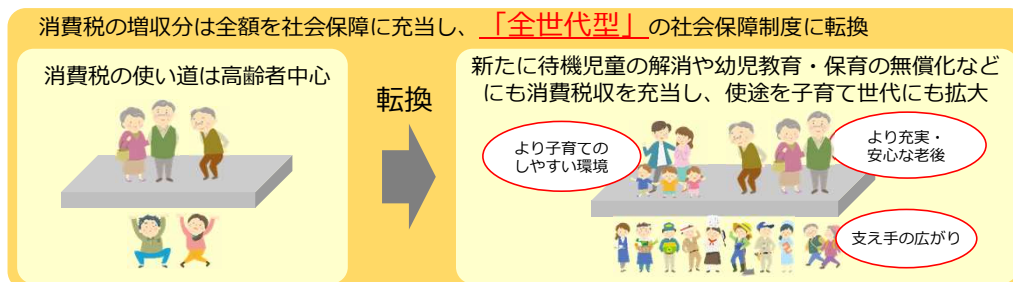
～税と社会保障の一体改革～

消費税率の引上げ

- > 少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増え続けている中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があったことから、消費税率が5%から10%に段階的に引き上げられました。



- > この消費税率の引き上げによる増収分については、すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当されることとなりました。



消費税の概要

～税と社会保障の一体改革～

少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増え続けている中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があったことから、消費税率が5%から10%に段階的に引き上げられました。

そして、この消費税率の引き上げによる増収分については、すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当されることとなりました。

また、この消費税率の10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、食料品などに対して軽減税率が導入され10%と8%の2つの税率が混在することになりました。

そのため、正しい消費税の納税額を算出するためには、どの取引や商品に、どちらの税率が適用されるかを明確にする必要があります。

そこで、売手が発行する請求書に「消費税率」や「消費税額等」を明記するインボイス制度が実施されることになりました。

インボイス制度について、次のページをご覧ください。

消費税の概要

～インボイス制度について～

インボイス制度とは

- > 複数税率に対応したものとして、令和5年10月1日に開始した仕入税額控除の方式です。
- > インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(仕入税額控除)計算します。

計算方法 納付税額 = 売上税額 - 仕入税額

仕入税額控除の要件



	令和5年10月～ インボイス制度
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存
請求書等	インボイス等の保存

インボイス制度特設サイト

- > 国税庁HPに特設サイトを設け、制度の概要やQ & Aなど各種資料等を掲載しています。

(※画像は令和7年7月現在のもの)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeitsu/invoice.htm>

特設サイト



16

消費税の概要

～インボイス制度について～

現在の消費税率は、先ほど説明した通り、標準税率の10%と軽減税率8%の複数税率となっています。

インボイス制度は、この複数税率下において適正な課税を確保する観点から令和5年10月1日に開始した、仕入税額控除の方式です。

このインボイス制度によって、消費税等を正確に把握することができるようになるほか、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

このように、インボイス制度は、社会保障の充実・安定化のために活用されている消費税を、事業者の方に正確に納めていただくために必要な仕組みです。

ここで「仕入税額控除」とは何かを説明するために、14スライドでも少し触れましたが、消費税の基本的な仕組みについて改めて確認します。

消費税の納付税額は、商品の販売やサービスの提供といった、課税売上げに係る消費税額(売上税額)から、商品の仕入れや事務所の家賃、支払手数料といった課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)を差し引いて計算します。

14スライドで用いた数値を例に、卸売業者における消費税額の計算方法を説明すると、売上税額7,000円から仕入税額5,000円を差し引いた2,000円が納付税額となり、この仕入税額5,000円を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

この仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

具体的には資料の右下の方に記載しているとおり、一定の事項が記載された帳簿と、インボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

また、国税庁のホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けております。

特設サイトでは、①インボイス制度の概要を紹介しているほか、②インボイス制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)、③インボイス制度に関する通達やQ & Aなどを掲載しています。

必要に応じてご参照ください。

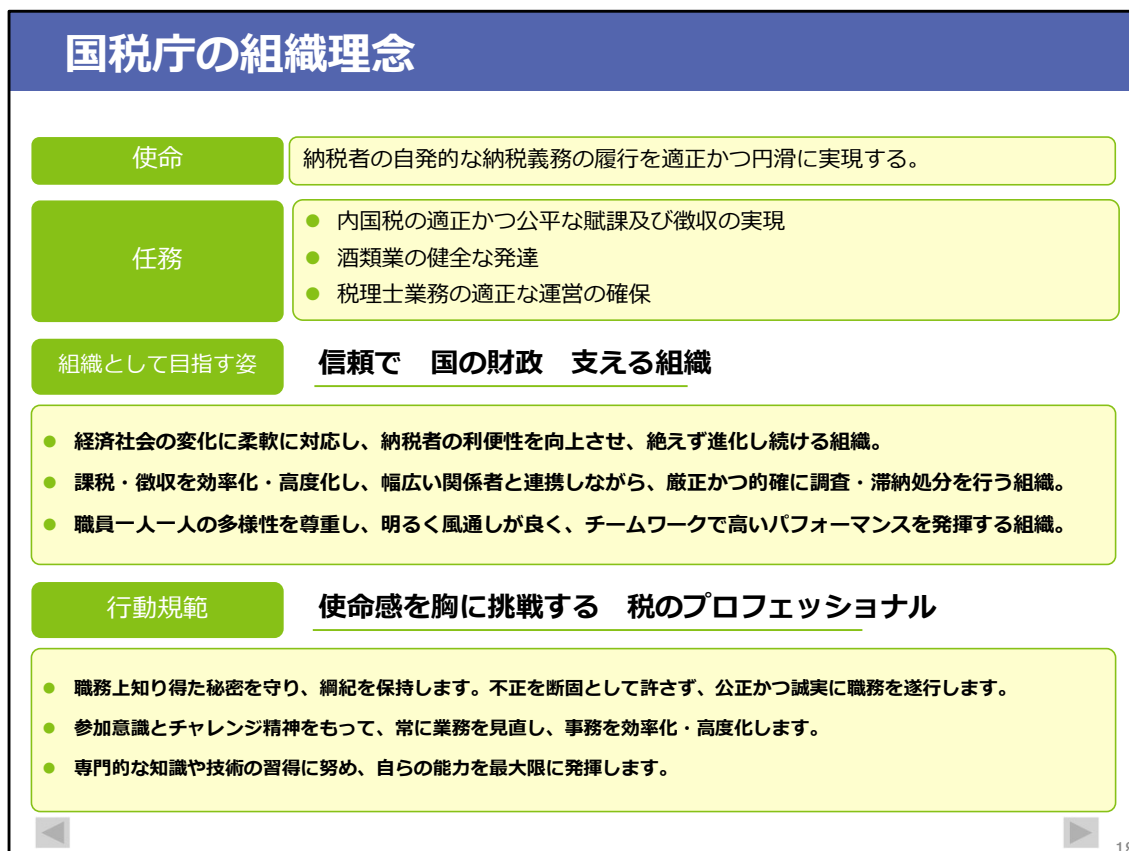
国税庁の使命



- 国税庁の組織理念
- 税務行政の将来像
 - ▶ 国税当局を取り巻く環境の変化
 - ▶ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - ▶ “納税者目線”の徹底
 - ▶ AI・データ分析の活用
 - ▶ 税務を起点とした社会全体のDXの推進
 - ▶ 事業者のデジタル化促進に向けた取組について

17

国税庁の使命について、ご覧のような項目をご説明いたします。



国税庁の組織理念

我が国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。

そのため、国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

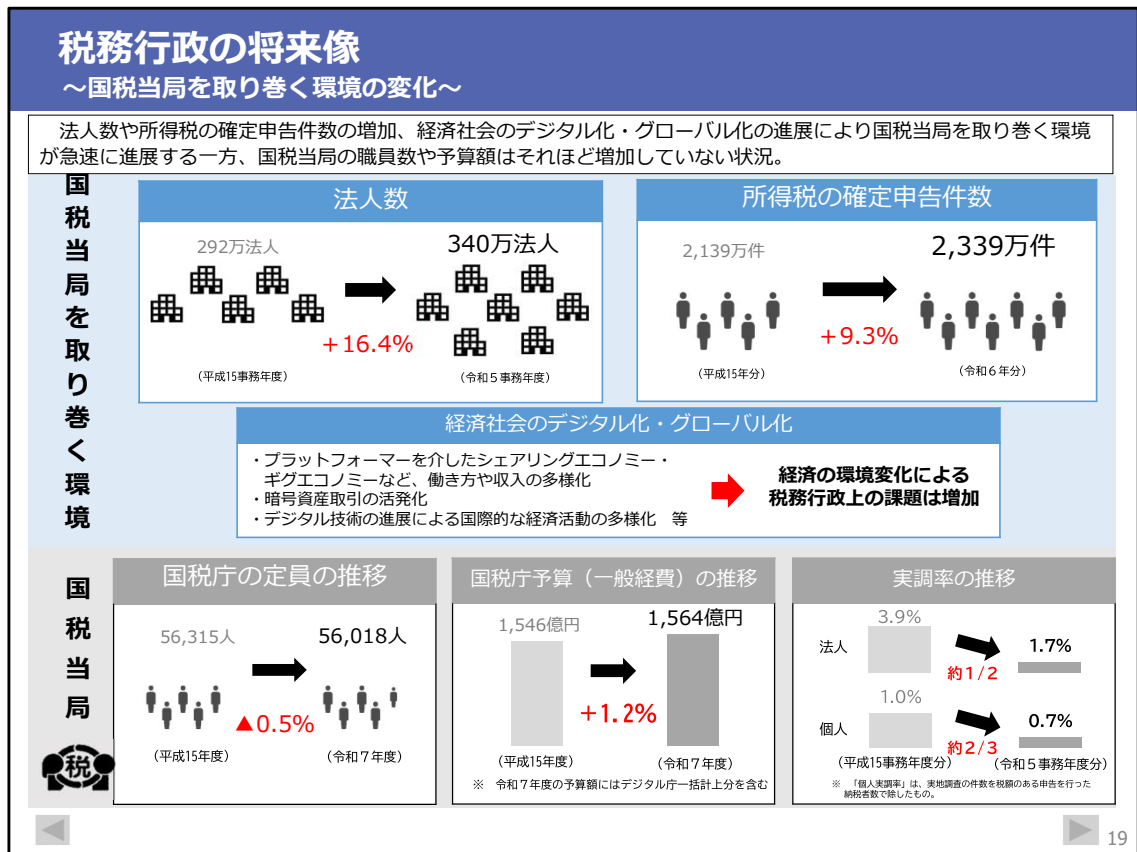
国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています。

国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。

平成13年に「国税庁の組織理念（国税庁の使命）」が制定されてから約20年が経過し、この間、国税組織を取り巻く環境は大きく変化しました。

国税庁では、こうした変化を踏まえ、令和3年4月に新たな「国税庁の組織理念」を制定しました。

国税職員が力を合わせ、国税庁の使命・任務を果たすため、「使命感を胸に挑戦する税のプロフェッショナル」として日々の職務を遂行し、新しい組織理念を実践してまいります。



税務行政の将来像 ～国税当局を取り巻く環境の変化～

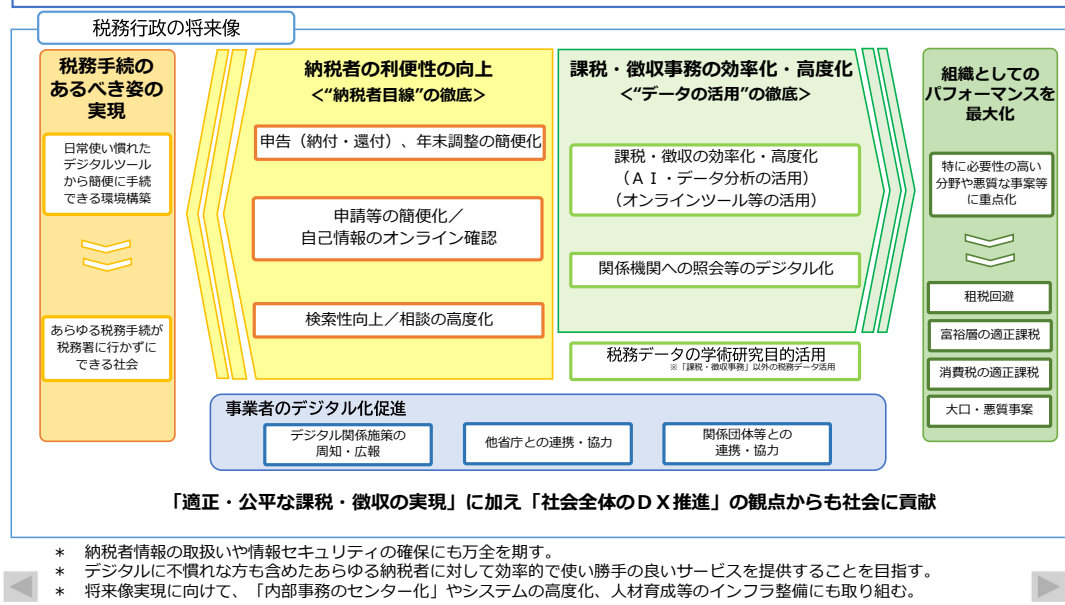
こちらは、税務行政を取り巻く環境の変化を表した図です。法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化の進展により、税務行政を取り巻く環境が急速に進展する一方、国税当局の職員数や予算額等はそれほど増加していません。

このように、国税当局における事務が複雑・困難化する状況にあっても、限られた人員・予算の中で国税庁としての使命を的確に果たすべく税務行政のDX・BPRを進める必要があります。

税務行政の将来像

～税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



税務行政の将来像

～税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～

黄色部分、「納税者の利便性の向上」については、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、スマートフォン、タブレット、パソコンなど日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

緑色部分、「課税・徴収事務の効率化・高度化」については、業務に当たってAIやデータ分析、オンラインツール等を積極的に活用するほか、地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、特に必要性の高い分野や悪質な事案等に事務量を振り向け、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指すことを示しています。

なお、データ活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

最後に青色部分、「事業者のデジタル化促進」については、デジタル関係施策の網羅的でわかりやすい周知・広報や、他省庁、関係団体等とも連携・協力したデジタル化の機運醸成など、事業者のデジタル化を促進する施策に取り組むことを示しています。

このように、国税庁の本来の任務である「適正・公平な課税・徴収の実現」といった観点に加えて、「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していくというメッセージを明確にしています。

なお、欄外に記載していますが、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期すことは当然とし、デジタルに不慣れな方、いわゆるデジタルデバインドも含めて、あらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスの提供を目指していくほか、内部事務のセンター化や次世代システム（KSK2（ケーエスケーツー））への移行、人材育成等のインフラ整備も併せて取り組んでいます。

税務行政の将来像

～“納税者目線”の徹底～

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、**想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討**していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けて、①自動入力の対象となるデータの順次拡大②UI、操作性等の改善等の**申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化**等に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 自動入力の対象拡大とUI、操作性等の改善等
→申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現
- e-TaxのUI/UX改善
→各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

検索性向上／相談の高度化

- オンライン相談の充実
→チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上
→国税相談専用ダイヤルの導入
- SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

21

税務行政の将来像

～“納税者目線”の徹底～

納税者の利便性の向上については、“納税者目線”を大切に、各種施策を講じていくこととしています。

具体的な施策についていくつか説明します。

左側の「申告、年末調整の簡便化」については、申告において給与所得者の源泉徴収票に係る情報を自動入力できるようにするなど、納税者が数回のクリックやタップで申告を完了できる「日本版記入済み申告書」の実現に向けて取り組んでいます。

中央の「申請等の簡便化/自己情報のオンライン確認」については、e-Tax上にマイページを開設し、スマートフォンやパソコンからe-Taxに登録されている本人情報や申告の参考となる各税目に関する情報を確認できるようにしました。

右側の「検索性向上/相談の高度化」については、国税庁ホームページで導入している「税務相談チャットボット」の対象手続の拡充及び回答の精度の向上に努めております。

このように国税庁では“納税者目線”を大切に、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会の実現に向けて取り組んでいます。

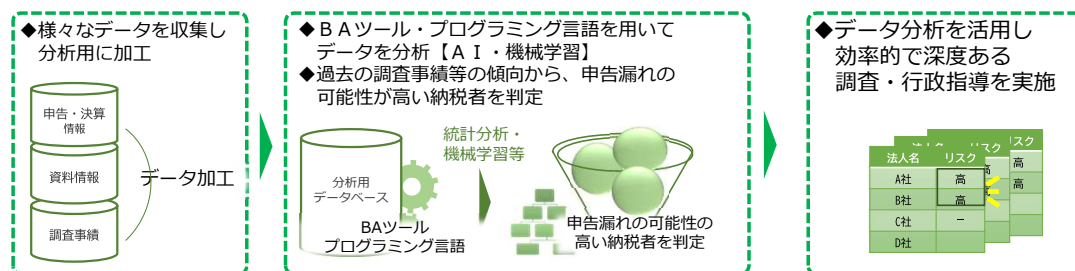
※「カスタマージャーニー」とは、顧客（納税者）が行う一連の手続の流れを時系列で整理し手続全体を俯瞰することで、現状の問題点などを整理するマーケティング手法のことをいう。

税務行政の将来像 ～ AI・データ分析の活用～

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

22

税務行政の将来像

～AI・データ分析の活用～

国税庁においては、AIも活用しながら、幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

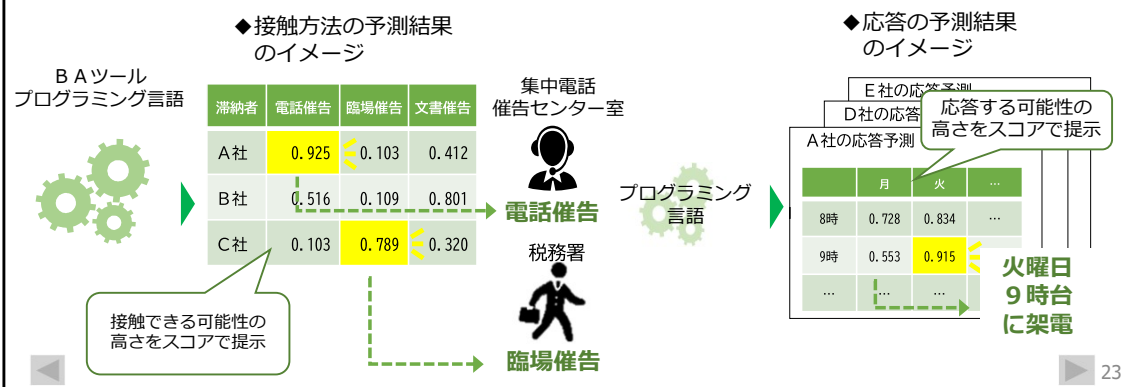
こちらは、課税の分野の取組です。

納税者本人から提供される申告・決算情報等のデータを分析用に加工し、統計分析・機械学習の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。

2 滞納者への最適な接触方法等の予測

B A ツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（A I コールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



税務行政の将来像

～AI・データ分析の活用～

続いて、徴収の分野の取組です。

国税局や税務署では、滞納整理に当たって、滞納者に連絡を取る必要がありますが、臨場や電話をしても様々な理由により接触できないといった場合があります。

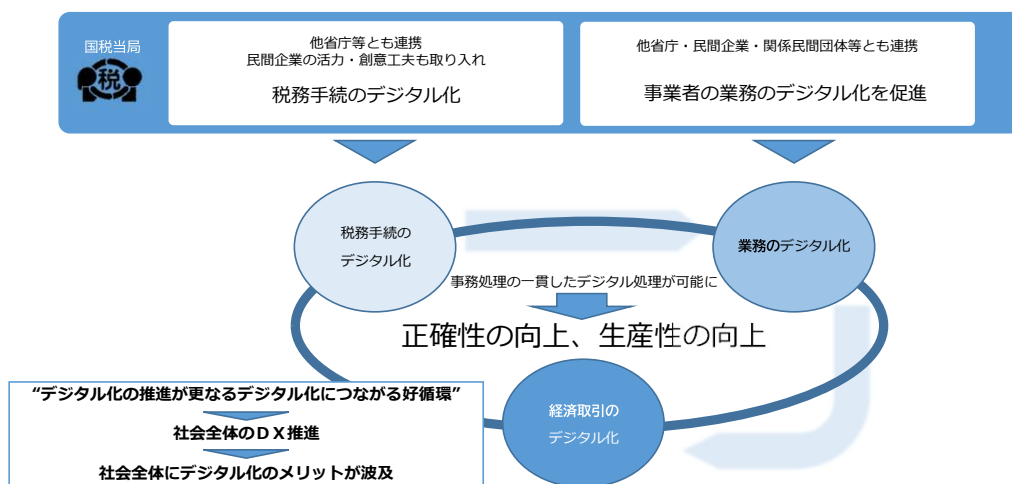
そこで、滞納者との接触方法について、電話催告、臨場催告及び文書催告のうち、接触できる可能性の高い方法を予測するモデルを構築し、効率的な滞納整理の実施を目指しています。

また、集中電話催告センター室においては、個々の滞納者の情報や、過去の架電履歴等のデータとAIを活用して、滞納者が電話に応答する可能性の高い曜日・時間帯を予測するモデルを構築し、この応答予測モデルに基づいて架電する取組を行っています。

税務行政の将来像

～税務を起点とした社会全体のDXの推進～

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



税務行政の将来像

～ 税務を起点とした社会全体のDXの推進 ～

こちらは、事業者のデジタル化促進による好循環を示したイメージです。

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を推進することは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上、書類の保存コストの低減、事務の効率化による生産性の向上といったメリット等が期待されます。

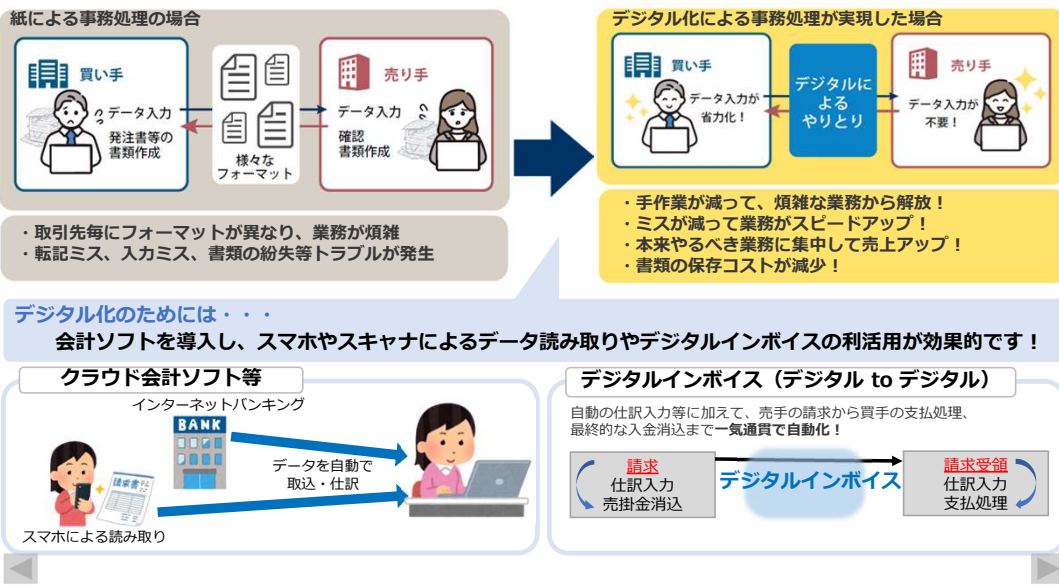
このため、国税庁では税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいます。

こうしたデジタル化への取組により、他の事業者のデジタル化も促され、税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、「デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環」を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

税務行政の将来像

～事業者のデジタル化促進に向けた取組について～

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上や、バックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを、享受することが可能となる。
- ◆ このため国税庁としては、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイスやAI-OCR等の、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っている。



25

税務行政の将来像

～事業者のデジタル化促進に向けた取組について～

事業者のデジタル化促進による具体的メリットを、中段のイラストで表しています。左側のグレーの図は、紙による事務処理を表しており、取引先毎にフォーマットが異なり、書類確認、データ入力に手間がかかります。右側のクリーム色の図は、デジタル化による事務処理により、買手・売手双方で煩雑だった業務から解放され、手作業によって生じていた単純誤りの防止や、正確性の向上、事務の効率化による生産性の向上など、事業者に大きなメリットがあることを表しています。

事業者のデジタル化促進にあたり、国税庁では、こうしたデジタル化のメリットを訴求する、リーフレットや動画により、会計ソフトを利用した、デジタルインボイス等の、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っています。

税務署の仕事

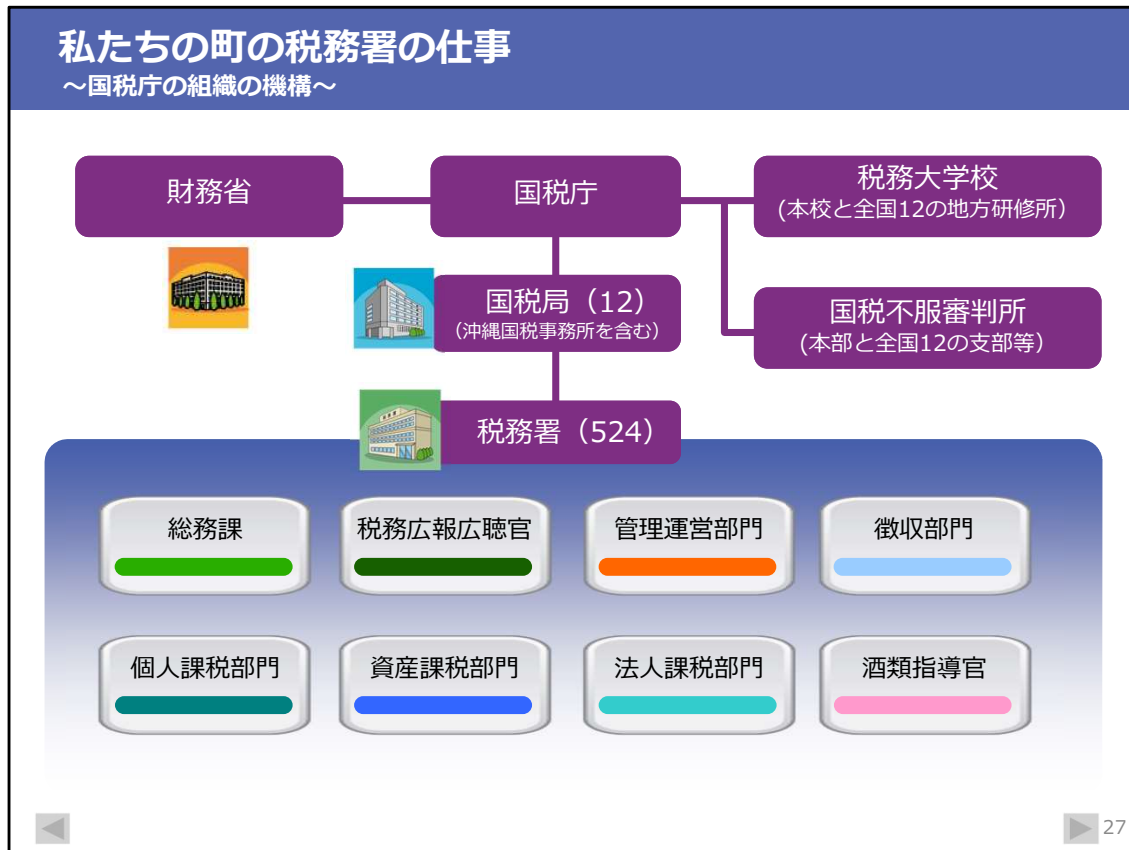


－ 私たちの町の税務署の仕事

- ▶ 国税庁の組織の機構
- ▶ 管理運営部門（担当）の仕事
- ▶ 徴収部門の仕事
- ▶ 個人課税部門の仕事
- ▶ 資産課税部門の仕事
- ▶ 法人課税部門の仕事
- ▶ 酒類指導官の仕事
- ▶ 参考（内部事務のセンター化）

26

税務署の仕事について、ご覧のような項目をご説明いたします。



私たちの町の税務署の仕事 ～国税庁の組織の機構～

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に沖縄国税事務所を含む12の国税局、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の事務を指導・監督しています。

国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課・徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模・広域・困難事案等について、自らも賦課・徴収を行っています。

税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課・徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と密接なつながりを持つ行政機関です。

そのほか、税務職員の研修機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての調査・審理に当たる国税不服審判所があります。

私たちの町の税務署の仕事

～管理運営部門（担当）の仕事～

管理運営部門

提出書類の收受、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収などの**窓口関係事務**を担当

国税の債権管理、還付手続、申告書や届出書の入力などの**内部事務**を担当

資産税納付に当たっての**延納・物納に関する事務**などを担当

納税者の利便性向上のため、受付窓口を「管理運営部門（担当）で一本化」



個人課税部門

資産課税部門

法人課税部門

酒類指導官

ワンストップサービス



28

私たちの町の税務署の仕事

～管理運営部門（担当）の仕事～

税務署の管理運営部門は、提出書類の收受、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収などの窓口関係事務のほか、国税の債権管理や還付手続、申告書や届出書の入力などの内部事務、延納・物納に関する事務等を担当しています。

また、税務署では、受付窓口を一本化しており、それを担当しているのが管理運営部門になります。

私たちの町の税務署の仕事

～徴収部門の仕事～

徴収部門



国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、**滞納整理**を実施

滞納整理の具体的な進め方

財産の
調査

財産の
差押え

差押財産の
換価（売却）

換価代金等の
配当

納税者の状況によっては、納税緩和制度を適用

- ・ 国税の納付を猶予する 「納税の猶予」
- ・ 差押財産の換価を猶予する 「換価の猶予」
- ・ 滞納処分の執行を停止する 「滞納処分の停止」



29

私たちの町の税務署の仕事

～徴収部門の仕事～

国税が、その納期限までに納付されないときは督促状を発することとなり、それでも納付がされない場合には、徴収部門において滞納整理を行います。

滞納整理に当たっては、まずは自主的な納付を促します。

その上で、納付が困難な事情がある場合には、事業や財産の状況など、滞納者の個々の実情を十分に伺った上で、法令等の規定に基づき、納税の猶予などの納税緩和制度の適用を行っています。

一方で、自主的な納付を促しても納付の意思が認められないような場合には、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、搜索等により財産を把握し、差押え及び換価等の滞納処分を行います。

私たちの町の税務署の仕事

～個人課税部門の仕事～

個人課税部門

「所得税及び復興特別所得税」や個人事業者の「消費税及び地方消費税」の、申告等の相談・指導・調査を担当

個人事業者向けの各種説明会の開催や記帳指導を担当

毎年、所得税の確定申告期間（2月16日～3月15日）には、多くの納税者が確定申告を行っており、令和6年分の所得税及び復興特別所得税については、2,339万人が申告を行っています。



e-Taxを利用すれば、自宅のパソコン・スマートフォンから申告・納税・申請等が行えます。



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することにより、確定申告書の各項目に自動で入力・計算することができます。

私たちの町の税務署の仕事

～個人課税部門の仕事～

個人課税部門は、所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税について、申告等の相談・指導・調査を行っています。

また、個人事業者向けの各種説明会や記帳指導も行っています。

毎年2月中旬から3月までの確定申告の期間には、多くの納税者の方々が確定申告を行っており、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告者数は、約2,339万人に上りました。

私たちの町の税務署の仕事

～資産課税部門の仕事～

資産課税部門

相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式等の譲渡所得について、申告等の相談・指導・調査を担当



相続税・贈与税、土地や株式等の譲渡所得の申告相談等

納税者の自宅・取引金融機関等に出向き調査を実施
申告内容に誤りがあれば、

- ・正しい申告を指導
- ・更正処分等を実施



路線価図の作成

土地評価の基準となる路線価の決定

私たちの町の税務署の仕事

～資産課税部門の仕事～

資産課税部門は、相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式等の譲渡所得について、申告等の相談・指導・調査を行います。

納税者の自宅や取引金融機関等に出向き調査を行い、申告内容に誤りがあれば、正しい申告を指導し、更正処分等を行います。

また、相続税や贈与税の計算に必要な土地評価の基準となる路線価などを決める事務も、資産課税部門の仕事です。

私たちの町の税務署の仕事

～法人課税部門の仕事～

法人課税部門

株式会社等の企業における法人税や消費税、源泉所得税や印紙税等について、申告等の相談・指導・調査を担当

グローバル化・デジタル化の進展に対応するため、国際税務専門官や情報技術専門官が配置され、広域的な調査等を担当



法人税などの
申告相談



グローバル化に
対応した調査

国際税務専門官



デジタル化に
対応した調査

情報技術専門官



大規模法人の
調査

特別国税調査官

申告等の相談

内部で申告
内容の審査

必要に応じて
税務調査の
実施

会計処理
税法適用の
適否検討

正しい申告
の指導
更正処分等

私たちの町の税務署の仕事

～法人課税部門の仕事～

法人課税部門は、株式会社等の企業の法人税や消費税、源泉所得税や印紙税等について申告等の相談・指導・調査を行います。

また、税務署によっては、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展に対応するため、国際税務専門官や情報技術専門官が配置され、調査等を広域的に行っています。

企業から申告書が提出されると、まず内部で申告内容の審査を行い、その後必要であれば税務調査で企業を訪問します。

それから、帳簿書類等を基に会計処理や税法適用の適否を検討します。

申告内容に誤りがあれば、正しい申告を指導し、更正処分等を行っています。

私たちの町の税務署の仕事

～酒類指導官の仕事～

酒類指導官

酒類の製造・販売業に必要な免許申請に関する相談・審査を担当

酒造会社やビール工場等で、仕入・製造・出荷の全工程の検査を担当

酒類業活性化研修の実施や業界ニーズを把握することによる業界支援を担当



酒類販売業
免許の相談



製造業者への調査



お酒の適正な
販売管理の推進



酒類業界の活性化

正しく税額が計算されているか調査
適正な申告を指導

酒類の適正な販売管理の推進
酒類業界の活性化・健全な発達に向けた取組

33

私たちの町の税務署の仕事

～酒類指導官の仕事～

酒類指導官は、酒類の製造・販売業に必要な免許申請に関する相談・審査を行うほか、清酒やビール工場等に出向き、仕入・製造・出荷の全工程について検査を行います。

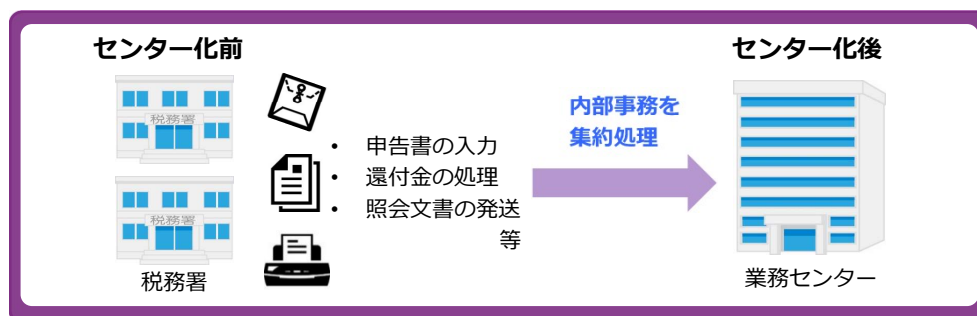
その際には、正しく税額が計算されているかどうかを調査し、適正な申告を指導します。

また、酒類産業行政の担当としての役割を担い、中小企業施策等の情報提供や、酒類の適正な販売管理の推進、酒類業界の活性化・健全な発達に向けた取組を行っています。

参考

(内部事務のセンター化)

- 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担化した「業務センター」で集約処理を行う「内部事務のセンター化」を実施
(※令和8年7月以降、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施)
- 内部事務とは、申告書の入力処理や申告内容についての照会文書の発送などの事務をいい、従来税務署で行ってきた内部事務について、業務センターで集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指し、効率化により確保した事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理などといった外部事務の充実につなげていきます。



34

参考

～内部事務のセンター化～

国税庁では、令和3年から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担化した業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいい、専担化した業務センターで集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指しています。

効率化により確保できた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

申告書、申請書及び添付書類等を書面により提出する場合で、所轄税務署が内部事務のセンター化の対象となっているときには、該当する「業務センター」への送付をお願いしております。

国税庁ホームページの税務署検索で所轄の税務署を検索いただき、申告書等の送付先をご確認ください。

適正・公平な 税務行政の推進



- 税務行政の運営の考え方
- 調査において重点的に取り組んでいる事項
- 記帳・帳簿等の保存制度
- 無申告事案への対応
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要
- 査察調査
- 確実な税金の納付
- 国際的な取引への対応

35

適正・公平な税務行政の推進について、ご覧のような項目をご説明いたします。

税務行政の運営の考え方

～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～



国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関
昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置

正直者には尊敬の的
悪徳者には畏怖の的

適正に申告している納税者からは、
国税庁に対する信頼を獲得

反対に、**悪質な納税者**に対しては、
適正な調査を実施

ハロルド・モス氏から
贈られたスローガン

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るために

広報活動や租税教育などの支援活動を実施

善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税
義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、
的確な指導や調査を実施



36

税務行政の運営の考え方

～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省、現財務省の外局として設置されました。

その国税庁開庁式の中で、発足に重要な役割を果たしたハロルド・モス氏は、国税庁に一つのスローガンを贈りました。

「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」

適正に申告している納税者からは、国税庁は任務を全うしていると認められるように、反対に悪質な納税者からは、的確な調査を行う等で恐れられるようにといった、国税庁のあるべき姿が示されています。

国税庁の任務である、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図るためには、納税者である国民の皆様の理解と信頼を得ることが何より必要です。

そのため、申告・納税に役立つ様々な情報を提供する各種広報活動や、児童・生徒等が租税の意義や役割、納税の義務等を正しく理解して社会の構成員として社会の在り方を主体的に考える資質や能力を育てることを目的とした租税教育の充実に向けた環境整備や学校教育の支援に取り組んでいます。

また、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施しています。

調査において重点的に取り組んでいる事項

～適正・公平な税務行政の推進～

実地調査で把握した1件当たり申告漏れ所得金額 (令和5事務年度)

申告所得税	調査件数	48千件
	1件当たり申告漏れ所得金額	1,160万円
法人税	調査件数	59千件
	1件当たり申告漏れ所得金額	1,660万円

調査において重点的に取り組んでいる事項

- ① 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施
- ② 資産運用の多様化・グローバル化を念頭に置いた調査等を実施
- ③ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握
- ④ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応
- ⑤ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行

37

調査において重点的に取り組んでいる事項

～適正・公平な税務行政の推進～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話などによる簡易な接触を行うなど限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

実地調査は、納税者の事業所などにおいて帳簿などを確認し、申告に誤りがあれば是正を求めるものです。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、令和5事務年度においては、申告所得税は1,160万円、法人税は1,660万円となっています。

現在、調査において重点的に取り組んでいる事項は、①消費税の適正課税の確保のための十分な審査と調査等、②資産運用の多様化・グローバル化を念頭に置いた調査等、③的確な無申告者の把握、④シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応、⑤納税者の主張の正確な把握と適正な課税処理の遂行の5点です。

①について、消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

②について、増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を効果的に活用して実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・グローバル化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

③について、無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告者を把握し、積極的

に調査を実施しています。

④について、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動については、業界団体や仲介事業者などを通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼びかけるなど、適正申告のための環境作りに努めています。

また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を行っています。

⑤について、調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

調査において重点的に取り組んでいる事項

～消費税不正還付問題への対応～

消費税不正還付の主な事例

- ・ 架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上する事例
- ・ 輸出物品販売場（免税店）制度を悪用し、ブローカー等の指示の下、外国人旅行者等が免税価格で購入した商品を国内転売することで不正に利益を得る事例

消費税不正還付に対する調査状況

令和5事務年度（令和5年7月から翌年6月）に、消費税還付申告者（個人・法人）に対して6,335件（対前事務年度比0.91倍）の実地調査を実施し、追徴税額は約405億円（対前事務年度比0.7倍）に上る。

消費税不正還付への対応

- ① 厳格な還付審査の実施
- ② 悪質な手法等に着眼した積極的な調査の実施
- ③ 組織体制の充実（専門部署の設置・拡充）
- ④ 広報活動を通じた未然防止の取組

38

調査において重点的に取り組んでいる事項

～消費税不正還付問題への対応～

国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。

不正の手口は多種多様ですが、主な事例を2つ紹介いたします。

1つ目は、架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上していた事例です。

事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）した場合には、消費税が免除されます（免税取引）。

事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、この差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。

この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして、不正に消費税の還付を受けようとしたというものです。

2つ目は、輸出物品販売場制度（免税店制度）を悪用した事例です。

免税店においては、一定の外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます。

この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、国内事業者であるブローカー等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得ていたというものです。

また、同様の手口で、免税店が主導して不正を行うといった、さらに悪質な事例も把握されています。

このような、消費税不正還付に対する調査状況は、令和5事務年度（令和5年7月から翌年6月）に、個人及び法人の消費税還付申告者に対する実地調査を6,335件（対前事務年度比0.91倍）実施し、追徴税額は約405億円（対前事務年度比0.7倍）となっておりま

す。

消費税不正還付問題への対応として、国税庁では、申告、行政指導・調査、徴収の各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して、①還付申告書の厳格な審査を実施するほか、②悪質な手法等に着眼した積極的な調査、③組織体制の充実、④広報活動を通じた未然防止の取組など、組織を挙げて取り組んでいます。

調査において重点的に取り組んでいる事項

～富裕層に対する適正課税の取組～

いわゆる「富裕層」とは

資産（有価証券・不動産等）の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者

富裕層への取組

- 情報収集機能の充実
 - ・ 国外送金等調書制度・国外財産調書制度・財産債務調書制度の活用
 - ・ 外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充など
- 調査体制の充実
 - ・ 重点管理富裕層プロジェクトチームを全国の国税局（所）に設置
 - ・ 富裕層のうち、特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、関係する個人や法人を含めた一体的な管理、分析を実施

富裕層に対する調査事例

- ・ 調査対象者が出資する外国法人の出資状況や事業概況から、当該外国法人は実体のないペーパーカンパニーであると認定し、外国子会社合算税制を適用などした事例
- ・ 国外送金等調書を活用し、家族名義の金融機関口座を利用して海外のオークションによる売却益を得ていた者に対して課税した事例

39

調査において重点的に取り組んでいる事項

～富裕層に対する適正課税の取組～

国税庁では富裕層に対する適正課税の確保が重要との観点から、有価証券や不動産といった資産を多数所有している個人や経常的な所得が特に高額な個人をいわゆる富裕層として管理しています。

このような富裕層については、国外送金等調書、国外財産調書や財産債務調書などの法定調書、外国税務当局との情報交換ネットワークを活用し、積極的に情報を収集しています。

また、富裕層に関する情報収集・分析を更に強化する観点から、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係する個人や法人を含めて一体的に管理し、情報の収集・分析を行い、課税上の問題が認められる場合には調査を実施しています。

このような取組を通じて、今後とも富裕層に対する適正課税の確保に向けた取組に一層努めていきます。

記帳・帳簿等の保存制度

～個人の白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度～

1. 対象となる白色申告者

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方
(申告の必要がない方も対象)

2. 記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を
帳簿に記載

3. 帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を保存する必要

40

記帳・帳簿等の保存制度

～個人の白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度～

1. 対象となる白色申告者

個人の白色申告の方については、確定申告の必要がない方、つまり、申告義務が無い方を含めて、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方に記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

2. 記帳する内容

白色申告の方の記帳する内容は、収入金額や必要経費について、取引の年月日、相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

3. 帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

無申告事案への対応

～無申告法人・個人に対する取組～

令和5事務年度

無申告法人1,773件に対して調査を実施
法人税について116億円
消費税について103億円の追徴課税



個人の無申告者に対しては、5,274件調査を実施
所得税について220億円の追徴課税

無申告事案への対応

～無申告法人・個人に対する取組～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要がありますが、その存在自体の把握が困難であることから、更なる資料情報の収集及び活用を図り、的確な課税処理に努めていくことが必要です。

令和5事務年度は、事業を行っていると思込まれるにもかかわらず申告していない無申告法人1,773件に対して調査を実施し、法人税について116億円、消費税について103億円の追徴課税を行いました。

そのうち429件は借名口座を用いて利益を隠蔽するなど意図的に無申告であった事案であり、法人税について57億円、消費税について45億円の追徴課税を行いました。

同様に、所得税の申告義務があるにもかかわらず申告していない個人の無申告者に対しては、5,274件を調査し、所得税について220億円の追徴課税を行いました。

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の 適正課税の確保に向けた取組の概要

新分野の経済活動・取引例

- ・デジタルコンテンツ
- ・ネット通販・ネットオークション
- ・暗号資産（仮想通貨）
- ・ネット広告（アフィリエイト等）
- ・シェアリングビジネス・サービス



デジタルコンテンツ



シェアリングビジネス・サービス

暗号資産（仮想通貨）

（主な特徴・傾向）

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②取引形態が複雑
- ③申告手続等に馴染みのない方の参入が容易

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信

（掲載内容の例）

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

納税者利便の向上

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ

（取組例）

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

情報収集・分析の充実

プロジェクトチームの設置

- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集
（インターネット等）

法的枠組みも利用して
非公開の有用情報を収集
（法定調書、情報照会手続等）

各種情報を組み合わせ、
課税上問題があると見込まれる
納税者を的確に把握

自発的な適正申告の履行を
呼びかける必要のある納税者

大口・悪質な申告漏れ
等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認
（お尋ね）

自主的な申告内容の見直し・
申告の必要性の確認を要請
（見直し・確認）

※効果的・効率的な実施のため
担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーム等からの
証拠収集・事実認定

- ・反面調査
- ・外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応

（例）
デジタル・フォレンジックの活用

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

近年、経済活動のデジタル化の更なる発展により、デジタルコンテンツ配信、ネット広告、暗号資産、シェアリングエコノミーなど、新分野の経済活動が広がりを見せています。

これらの経済活動は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引が比較的容易である、②取引形態が複雑③申告手続等に馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しており、国税庁としての的確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見逃すことになりかねません。

こうした新分野に対する適正申告のための環境作りとして、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、②申告・納付手続の利便性の向上、③仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけなどに取り組んでおり、こうした取組を引き続き、推進していくこととしています。

更に、情報収集・分析の充実の観点では、情報照会手続等の法的枠組みも活用して情報収集を行い、収集した情報を的確に分析することにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を実施して、適正課税の確保に努めていくこととしています。



査察調査

～査察制度とは～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

その目的を達成するため、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

査察調査

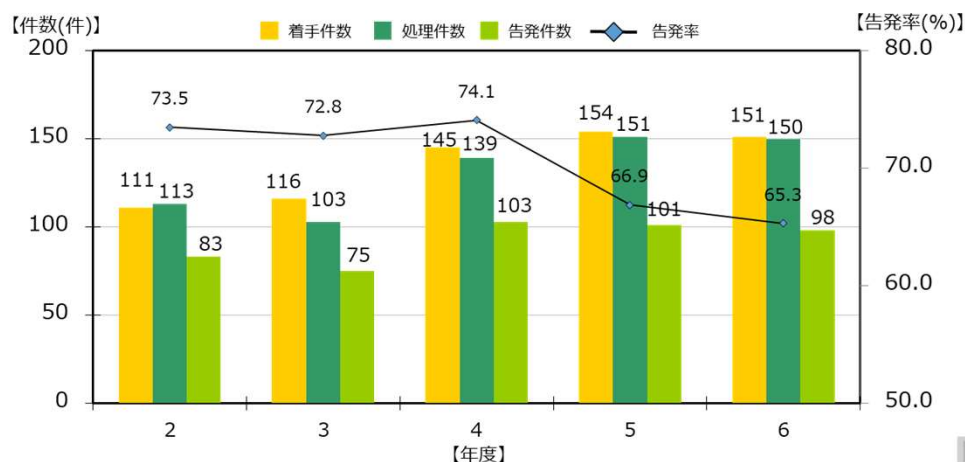
～査察調査の状況～

経済取引の広域化・
グローバル化・デジタル化
金融取引の多様化

脱税事件の
複雑・巧妙化

資料情報の
充実・強化
効率的な調査展開

着手・処理・告発件数と告発率の推移



査察調査

～査察調査の状況～

経済取引の広域化・グローバル化及びデジタル化はもとより、金融取引の多様化などにより、脱税の手段は複雑・巧妙化しています。

国税庁では、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発を行っています。

令和6年度に査察調査に着手した件数は151件でした。

また、令和6年度中に処理、つまり検察官への告発の可否を最終的に判断した件数は150件、そのうち検察官に告発した件数は98件であり、告発率は65.3%でした。

査察調査

～査察事件の判決の状況～

査察事件の一審判決の状況

項目 年度	判決件数 (件)	有罪件数 (件)	有罪率 (%)	実刑判決人数 (人)
4	61	61	100	3
5	83	83	100	9
6	99	99	100	13



脱税は、
社会公共の敵

45

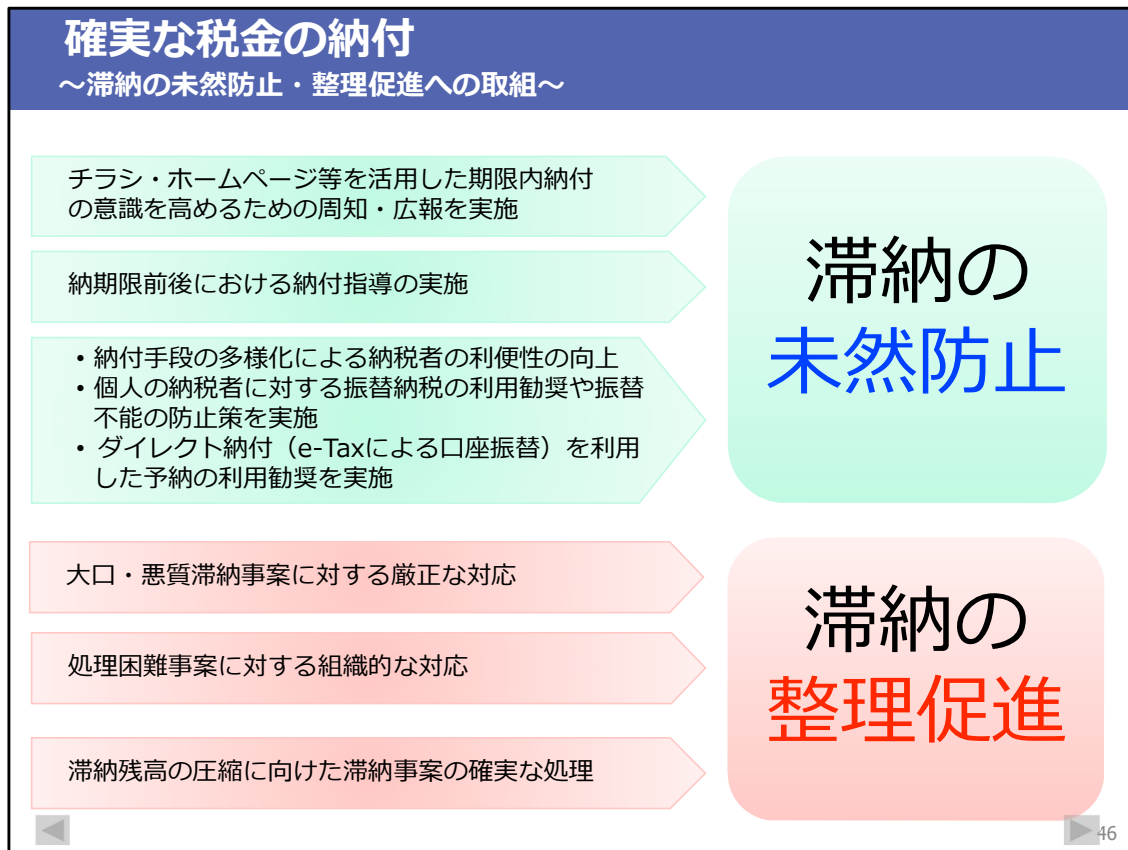
査察調査

～査察事件の判決の状況～

令和6年度中に一審判決が言い渡された件数は99件であり、すべての事件で有罪判決が出され、また実刑判決が13人に出されました。

多くの納税者の方々は適正な申告納税を行っておられますが、一部に悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。

脱税はいわば社会公共の敵というべきもので、このような脱税を摘発するため、全国の国税査察官は国民の皆様のご理解、ご協力を得て日々努力しています。



確実な税金の納付

～滞納の未然防止・整理促進への取組～

令和6年度末における滞納整理中のものの額（滞納残高）は、9,714億円になっています。

国税庁では、まずは滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、チラシ・ホームページ等を活用した期限内納付のための周知・広報や、はがきや電話による納期限の前後における納付指導等を通じ、滞納の未然防止に取り組んでいます。

なお、納税者が国税を納付しやすい環境を整備するため、国税の納付手段として、金融機関や税務署の窓口での納付のほか、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、バーコード又はQRコードを利用したコンビニ納付、e-Taxにより口座振替ができるダイレクト納付、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマホアプリ納付といった多様な納付手段を順次導入しています。

更に、ダイレクト納付を利用して予納していただくことで、納期限前であっても、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができ、計画的な納付が可能となっています。

その上で、滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、大口・悪質滞納事案などについて厳正・的確な滞納処分を実施するなど、滞納事案の確実な処理を行い、滞納の整理促進に取り組んでいます。

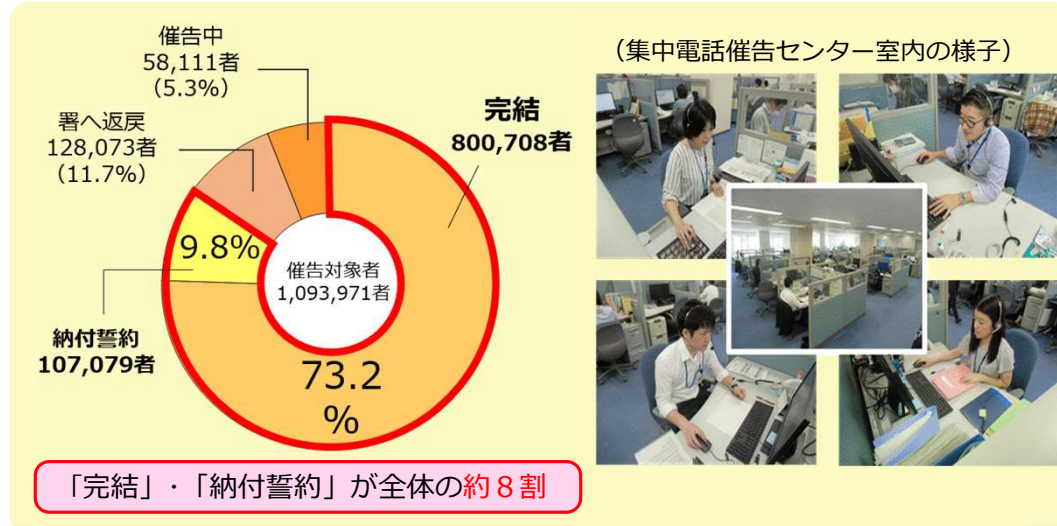
なお、滞納処分の執行に当たっては、滞納者の個々の実情に即しつつ、法令等の規定に基づき適切に対応しています。

確実な税金の納付

～集中電話催告センター室～

集中電話催告センター室の滞納整理状況

令和6年7月から令和7年6月末までに電話催告の対象となった1,093,971者のうち、完結に至ったのは800,708（73.2%）となっています。



確実な税金の納付

～集中電話催告センター室～

新たに発生した滞納事案については、できるだけ早期に滞納者に接触を図ることが、速やかな納付につながり、処理を促進する上で有効です。

そのため、国税庁では各国税局に設置する集中電話催告センター室において、電話や文書による納付催告を実施しています。

これにより、令和6年7月から令和7年6月末までの1年間で、納付催告の対象となった約109万4千者のうち、完結に至ったのは約80万1千者、納付の誓約をしたのは、約10万7千者となっています。

割合で言うと、完結に至ったのは73.2%、納付の誓約をしたのは9.8%となっています。

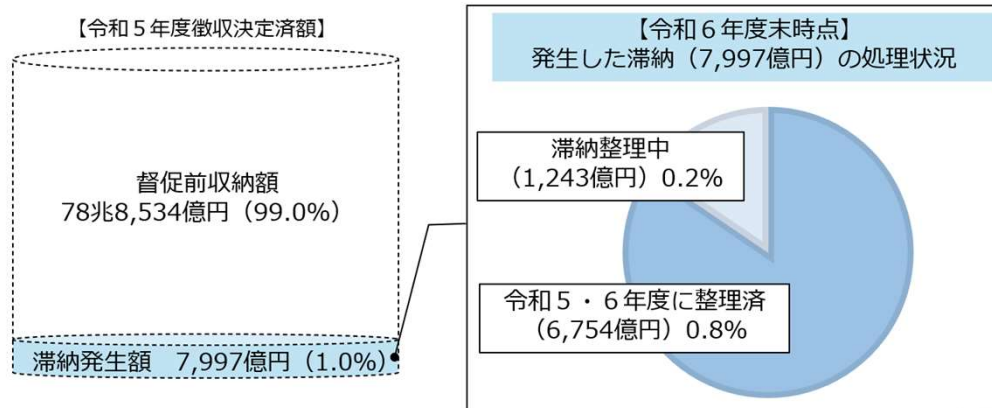
確実な税金の納付

～新規発生滞納について（翌年度末までの整理状況）～

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、**早期徴収**に努めています。

＜徴収決定後、翌年度末までの整理状況＞ **－課税された翌年度末までには、99.8%を徴収－**

例えば、令和5年度の徴収決定済額（申告等により課税されたものの額）については、**99.0%**が滞納になることなく納付されており、滞納となったものについても、そのほとんどが比較的短期間で徴収され、令和6年度末時点では**99.8%**が徴収されている。



確実な税金の納付

～新規発生滞納について（翌年度末までの整理状況）～

滞納となった国税については、納付の期限までに納税を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期徴収に努めています。

例えば、令和5年度における申告等により課税されたものの額（徴収決定済額）は、99.0%は滞納とならずに、納付されています。

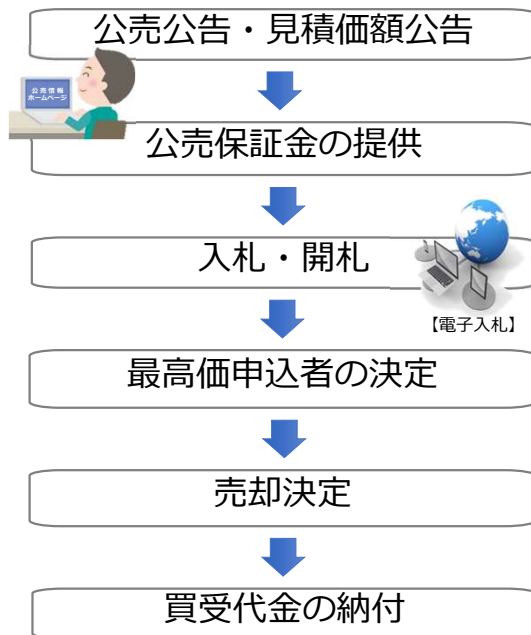
また、右下の円グラフのとおり、滞納となった国税1.0%（7,997億円）についても、そのほとんどが翌年度末（令和6年度末）までに徴収されています。

その結果、翌年度末（令和6年度末）までには、徴収決定済額の99.8%が徴収されています。

確実な税金の納付

～公売の実施～

＜公売の流れ＞



＜公売で売却した財産の例＞



49

確実な税金の納付

～公売の実施～

公売は、滞納となった税金を徴収するために差し押さえた財産を、強制的に売却して、その代金を納税に充てるという制度であり、差押財産の換価手続の一つです。

令和5年7月から令和6年6月末までの1年間で、全国で214回の公売を実施し、その結果、不動産、自動車、宝飾品など約15,000物件が売却され、その売却価額は約41億円となっています。

なお、公売手続については、従来から実施している、民間のオークションサイトを活用して競り売りを行う「インターネット公売」に加えて、令和5年4月から、国税庁の公売情報ホームページ上からオンラインにより必要書類の提出や入札等の手続を行うことができる「電子入札」を開始しています。

そのほか、国税局や税務署の掲示板に紙媒体で掲示していた公売公告を公売情報ホームページにも併せて掲載するなど、電子化に取り組んでいます。

このようにインターネットの活用や手続の電子化を進め、利便性向上を図ることによって、多くの方に公売に参加していただき、差し押さえた財産をより高価な価額で売却するよう努めています。

【参考①】

令和6年度のインターネット公売では、延べ約1万8千人の方の参加があり、自動車、宝飾品及び不動産など約600物件が売却され、その売却総額は約6億円となっています。

【参考②】

写真は、令和6年度のインターネット公売で売却した財産

- ・ 写真上段 自動車（フェラーリ） 【落札価額】 171,001,000円
- ・ 写真下段左側 腕時計（ウブロ） 【落札価額】 1,031,000円
- ・ 写真下段右側 バック（エルメス） 【落札価額】 5,251,000円

確実な税金の納付

～悪質な滞納者に対する厳正な対応～

悪質な滞納者への対応

- ・適時の財産調査・搜索の実施
- ・差押え・公売などの滞納処分を厳正・的確に実施
- ・プロジェクトチームの編成による組織的な滞納処分の実施
- ・国税を徴収するための訴訟の提起
- ・滞納処分を免れるために行った財産の隠蔽行為等の告発

新規発生滞納額、整理済額の推移、滞納整理中のものの額（滞納残高）



確実な税金の納付

～悪質な滞納者に対する厳正な対応～

滞納者の中には、様々な事情を抱えている方もいるため、滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情を十分に把握し、法令等の要件に該当する場合には、分割納付を認めて納税を猶予するなど、適切に対応しています。

一方、納付の意思が認められなかったり、納付の約束の不履行を繰り返すような悪質な滞納者には、プロジェクトチームを編成して組織的に搜索や差押えなどの滞納処分を実施するほか、国税当局の側から滞納者の行った財産の贈与等を取り消す詐欺行為取消訴訟を提起するなど、厳正に対処しています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行等を免れようとする特に悪質な滞納者については、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

このような取組などにより、令和6年度末における整理済額は、9,488億円となっており、令和5年度と比較すると、1,818億円（+23.7%）増加しました。

なお、新規発生額も増加傾向にあることから、滞納の未然防止に取り組んだ上で、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応するという基本方針の下、滞納の整理促進に努めていきます。

【参考】

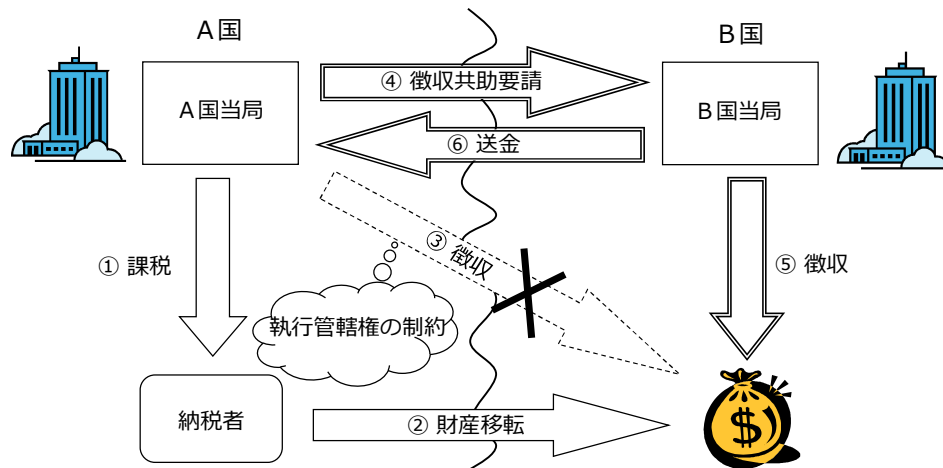
- ・詐欺行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する行為（詐欺行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。
- ・令和6年度における新規発生滞納額は9,925億円となっており、ピーク時である平成4年度（1兆8,903億円）の約5割、滞納整理中のものの額（滞納残高）は、9,714億円となっており、ピーク時である平成10年度（2兆8,419億円）の約3割となっています。

国際的な取引への対応

～国際徴収への取組～

徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収していこうとする枠組み。

<徴収共助の仕組み（イメージ）>



国際的な取引への対応

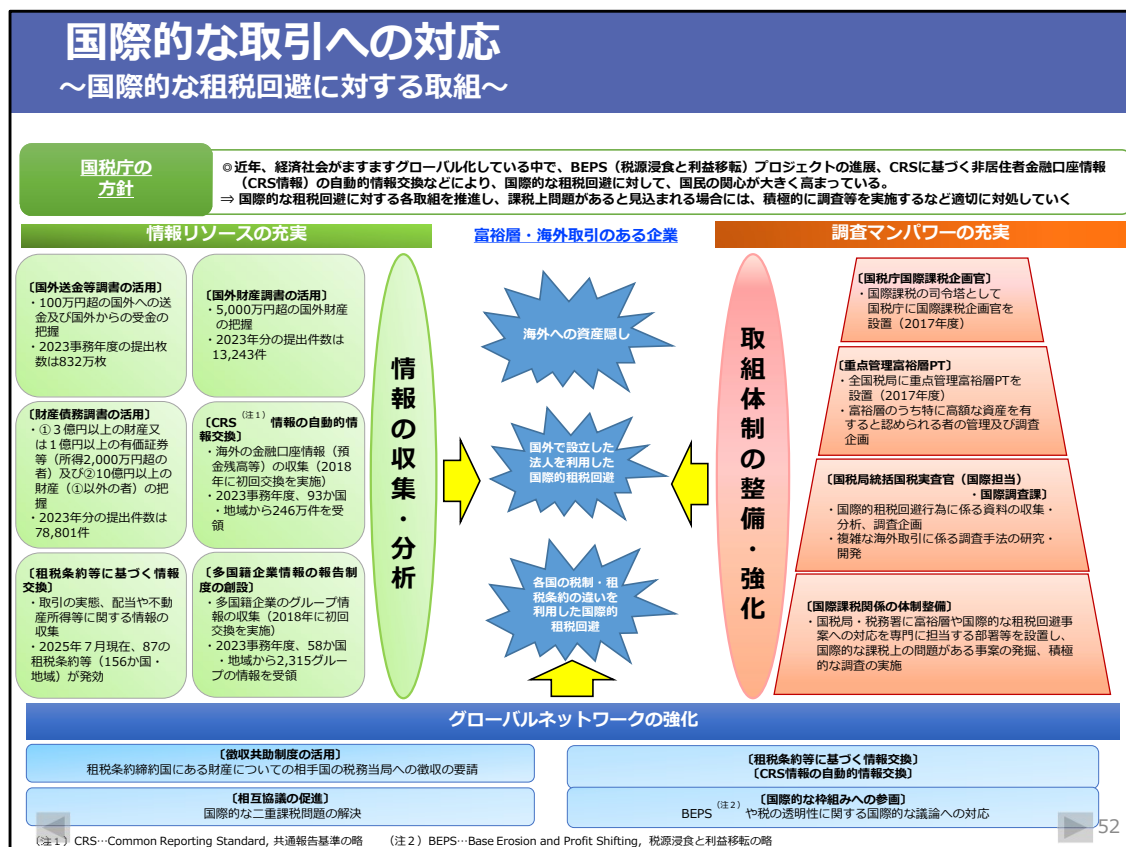
～国際徴収への取組～

近年、経済活動のグローバル化などを背景として、滞納者が日本の徴収権限の及ばない海外に財産を移転させる、滞納者が海外に居住するなどの国際的な徴収回避事案が発生しています。

日本をはじめ、各国の税務当局は滞納している税金の徴収を目的として、国外の財産を差し押さえる等の滞納処分をすることができません。

このため、租税条約等において、各国の税務当局が互いに条約相手国の税金を徴収する徴収共助という仕組みがあります。

国税庁でも、徴収共助の制度を活用し、滞納税金の国際的な徴収に積極的に取り組んでいます。



国際的な取引への対応 ～B E P Sプロジェクト～

B E P S (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクトとは

- 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に国際課税ルールや各国の税制が追いつかず、多国籍企業の活動実態と国際課税ルール等の間にずれが生じていた。
- BEPSプロジェクトは、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、租税回避を行うこと（BEPS）がないよう、国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

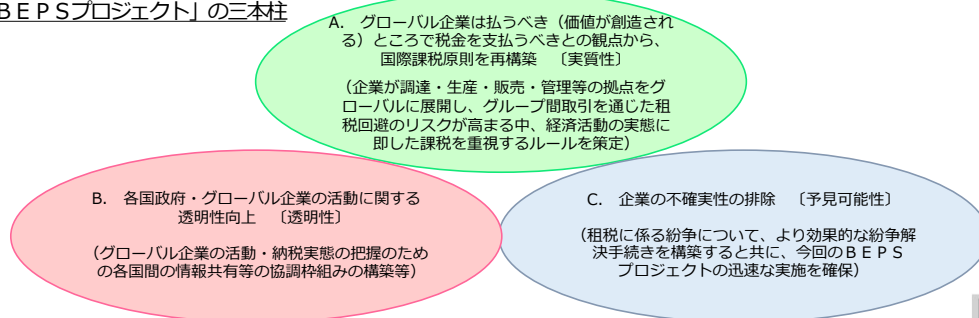
経緯

- 2012年6月、OECD租税委員会が本プロジェクトを立ち上げ。
- G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には「BEPS行動計画」を公表。
- 2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告。

現在の取組

- 現在、「BEPS実施フェーズ」として、以下の取組を実施中。
 - ① 各国での法整備、租税条約の改正作業等のモニタリング
 - ② 残された課題についての継続検討
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み（技術支援等を含む）の構築

「B E P Sプロジェクト」の三本柱



53

国際的な取引への対応 ～BEPSプロジェクト～

多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって税負担を軽減する、BEPS（ベップス）という問題が国際的に大きな問題となっています。

多国籍企業によるBEPSに対処するためには、国際課税ルール全体を見直すことが必要であることから、OECD租税委員会は、2012年6月にBEPSプロジェクトを立ち上げ、G20とともに議論を進めてきました。

その結果、2015年10月に様々な勧告を含む最終報告書が公表され、G20サミットに報告されました。

現在は、各国での勧告の実施に必要な法整備の状況などのモニタリングがスタートしており、更に、BEPSプロジェクトの成果を開発途上国等に広めるための取組も始まっています。

なお、2016年6月の租税委員会本会合を京都で開催するなど、日本はこれまでBEPSプロジェクトに対し、積極的に関与してきました。

今後も、引き続きBEPSへの対応のための議論を主導していきます。

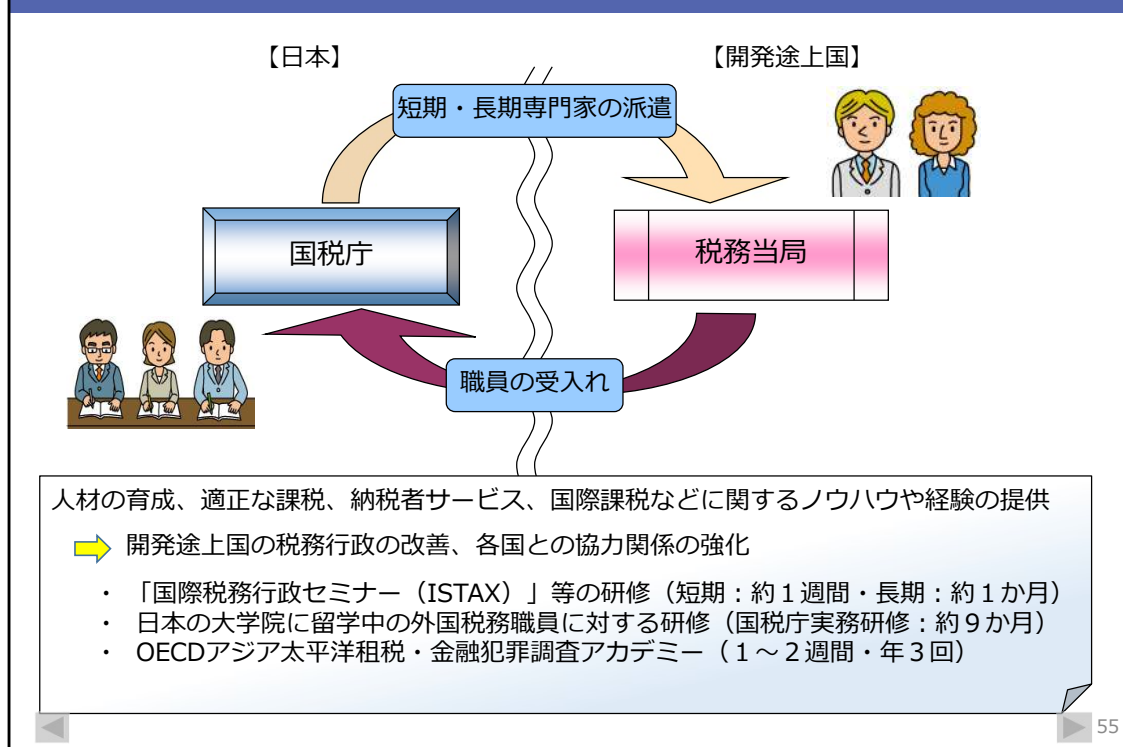
* 87条約等、156か国・地域／令和7年7月1日現在



このように租税条約等のネットワークが拡大されますと、情報交換についても一層の拡充が見込まれます。

国際的な取引への対応

～開発途上国に対する技術協力～



国際的な取引への対応

～開発途上国に対する技術協力～

国税庁は、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでおり、国内外において、開発途上国の税務職員を対象とした日本の税制、税務行政等に関する研修を行い、各国の税務行政の改善及び日本との協力関係の強化に努めています。

例えば、国内においては、政府開発援助、ODAの枠組みの下、独立行政法人国際協力機構、JICAと協力し、税務職員を日本に招いて、研修を実施しているほか、日本の大学院に留学している税務職員等を対象とした研修である国税庁実務研修を実施しています。

また、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とするOECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーを令和元年5月に開講し、各国の租税犯罪調査官等の調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献しています。

国外においては、国税庁職員をJICAの専門家として派遣するなどして、各国の要請に応じた内容のセミナーを現地で実施しています。

納税者 サービスの充実

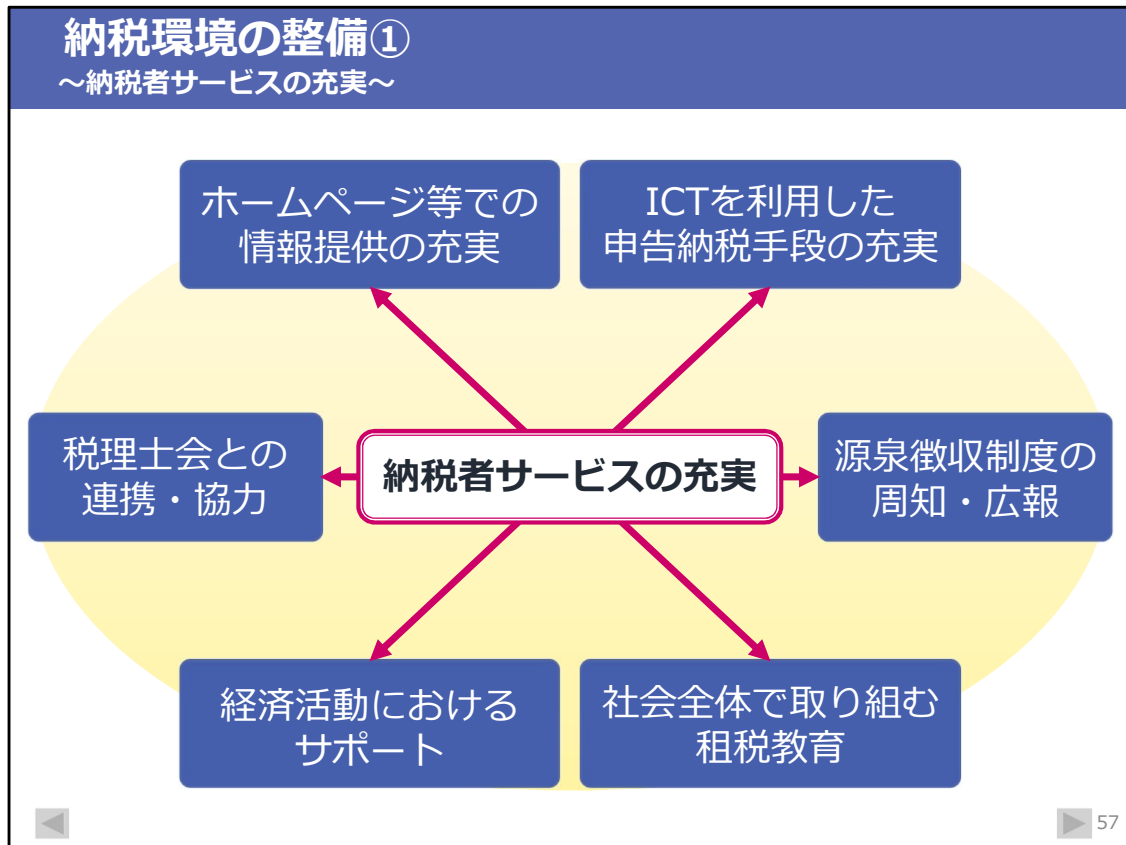


－ 納税環境の整備①

- ▶ 納税者サービスの充実
- ▶ 国税庁ホームページの充実
- ▶ 国税庁デジタルコンテンツ①②③④⑤
- ▶ チャットボット・タックスアンサー
- ▶ 確定申告書等作成コーナー
- ▶ スマホを利用した個人の申告について
- ▶ 自宅からマイナンバーカードを利用したe-Taxの利用
- ▶ キャッシュレス納付の利用拡大
- ▶ キャッシュレス納付
- ▶ 電子納税証明書
- ▶ e-Tax利用率の推移

56

納税者サービスの充実について、ご覧のような項目をご説明いたします。



納税環境の整備①

～納税者サービスの充実～

国税庁では、普段は税になじみのない方でも簡単・便利に手続を行うことができるよう、納税者サービスの充実に努めるため、納税者目線を大切にしつつ、次のような取組を行います。

ホームページ等での情報提供の充実

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、申告等のために必要な税務情報及び法令解釈を明確にするための情報を、ホームページ等を通じて提供します。

ICTを利用した申告納税手段の充実

e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実に推進します。

経済活動におけるサポート

納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。

源泉徴収制度の周知・広報

源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努めます。

税理士会との連携・協力

納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及及び定着、書面添付制度の活用など税理士会との連携・協力を努めます。

社会全体で取り組む租税教育

租税教育については、社会全体で取り組むべきとの考え方の下、充実に向けた支援に取り組み、関係省庁、教育関係者、税理士会等民間団体と連携します。



納税環境の整備①

～国税庁ホームページの充実～

国税庁ホームページでは、申告・納税の手続などに関する情報を提供しており、誰もが容易に利用できるよう、検索機能や利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大や音声読み上げ機能など、視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性に配慮しています。

また、スマートフォンやタブレットなどの様々な閲覧環境に対応した表示に努めています。

国税庁ホームページでは、税に関する情報の提供のため、国税庁の業務内容、統計情報、報道発表資料、法令解釈通達、質疑応答事例などが閲覧できるほか、税に関する情報や国税庁の様々な取組に関する情報を動画と図解で解説するインターネット番組「Web-TAX-TV」、相続税などの課税における土地の評価額の基準となる路線価や評価倍率など、税務手続に役立つ情報を提供しています。

また、「暮らしの税情報」や「所得税の確定申告の手引き」といったパンフレットや手引き、そのほか申告書や各種届出書の様式などを閲覧・印刷することができます。

その他、国税庁ホームページは、インターネットを通じて税務手続が行える「e-Tax」、確定申告書等の作成やe-Taxによる提出をサポートする「確定申告書等作成コーナー」のほか、身近な税についての質問を解決するための「チャットボット・タックスアンサー」など、申告や納税などの税務の窓口としての役割、納税者の皆様からのご意見やご要望を寄せていただく「ご意見・ご要望」を設けて、広聴窓口としての役割を果たしています。

納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ①～

◆ 国税庁では、納税者に税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、国税庁ホームページに掲載している情報を中心に、次のデジタルコンテンツを活用して情報発信を行っています。

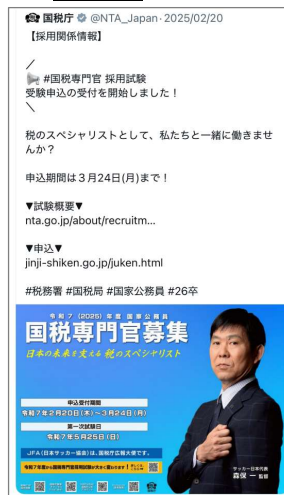
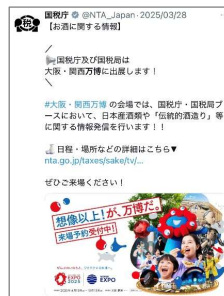
1 X (旧Twitter) @NTA_Japan (令和7年6月2日現在：フォロワー数約17.2万人)

国税庁ホームページの最新情報や報道発表資料のほか、国税局・税務署における各地の広報イベント、採用関係に関する情報など、**税に関する気になる情報をタイムリーに発信**しています！（採用関係のさらに詳しい情報は、Instagram「@kokuzei_saiyo」をご覧ください！）

<主な発信情報>

- ・確定申告お役立ち情報
- ・酒類イベント情報
- ・各種説明会等開催案内
- ・税の歴史クイズ
- ・税制改正情報
- ・詐欺メールの注意喚起
- ・インターネット公売情報
- ・職員採用試験情報

など



納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ①～

国税庁では、納税者に税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、様々なデジタルコンテンツを活用して情報発信を行っています。

まずは、X国税庁公式アカウントによる情報発信です。

Xでは、税に関する気になる情報をタイムリーに発信しています。

主な発信情報は記載のとおりですが、例えば、確定申告手続きに関するお役立ち情報、説明会の開催案内、お酒のイベントや補助金に関する情報、税の歴史クイズなど、様々なジャンルの情報を発信していますので、是非、フォローをお願いいたします。

なお、採用関係のさらに詳しい情報が欲しい方は、Instagram公式アカウントをご覧ください。

納税環境の整備① ～国税庁デジタルコンテンツ②～

2 Instagram @kokuzei_saiyo (令和7年7月29日現在：フォロワー数約700人)

国税職員の採用試験情報だけでなく、業務説明会の開催情報や実際の業務を体験する「1 day仕事体験」の開催案内、先輩職員の職場での活躍の様子など、採用試験から採用後の職場状況に至るまで、みなさんの気になる情報を画像や動画で分かりやすく発信しています！



納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ②～

Instagram公式アカウントでは、国税職員の採用試験情報だけでなく、画像のとおり、業務説明会や「1 day仕事体験」の開催案内、先輩職員の職場での活躍の様子など、採用試験から採用後の職場状況に至るまで、国税の職場の気になる情報を画像や動画で分かりやすく発信しています。

是非、フォローをお願いします。

納税環境の整備① ～国税庁デジタルコンテンツ③～

3 YouTube @ntachannel (令和7年6月2日現在：チャンネル登録者数約25.3万人)



e-Taxによる確定申告や年末調整等の制度や手続に関する解説動画、国税査察官の仕事をはじめドラマ仕立てで紹介する国税の仕事内容の動画、お酒に関する情報、国税局・税務署における各地の広報イベントの様態などを発信しています！



国税庁動画チャンネル
YouTubeで見てみよう！



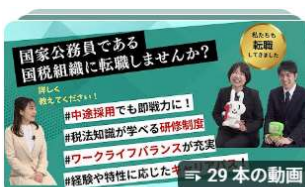
確定申告特集



ユネスコ無形文化遺産「伝統的造り」動画



消費税 インボイス制度特集



採用特集



国税庁インターネット番組
『Web-TAX-TV』

◇Web-TAX-TV掲載動画◇
・国税庁の取組や仕事
・確定申告情報
・年末調整や法定調書等の情報
・税の学習番組

など

61

納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ③～

YouTube公式チャンネルでは、スマホやパソコンを使って簡単に確定申告手続をすることができるe-Taxの使い方、採用関連では先輩職員の体験談や税務署で働く若手職員の一日に密着した動画、お酒に関する豆知識の動画など、XやInstagramの情報をより詳しく分かりやすく動画でご紹介しています。

国税庁ホームページに掲載している国税庁動画チャンネル「Web-TAX-TV」の動画もアップしています。

税務調査や査察の仕事を、ドラマ仕立てで紹介していますので、是非、ご覧ください。

納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ④～

4 LINE @kokuzei (令和7年6月2日現在：友だち数約603.6万人)

事前登録していただいたカテゴリに関する情報をタイムリーに発信しています！
その他にも、国税庁ホームページの各種ページへのリンクをメニュー画面として表示しています。



■登録方法

①受信設定の開始



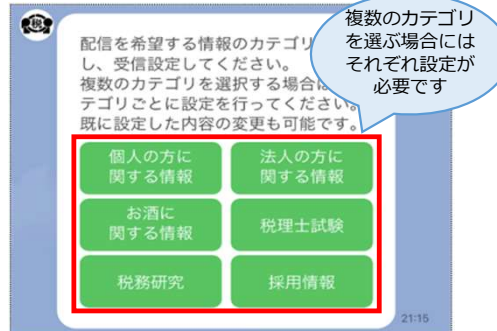
国税庁LINE
公式アカウント
の紹介動画はこちら



国税庁LINE
公式アカウント
の友だち追加はこちら



②配信カテゴリを選択



<主な発信情報>

・確定申告 ・収入別、所得控除、税額控除別の情報 ・記帳制度等 ・納税 ・インボイス制度 ・電子帳簿保存法
・贈与税 ・源泉所得税 ・税大ジャーナル ・お酒の補助事業 ・税理士試験 ・職員の採用に関する情報 など

62

納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ④～

LINE公式アカウントでは、配信を希望する情報のカテゴリを事前登録すると、登録したカテゴリに関する情報がタイムリーにLINEで通知されます。

自分の希望する情報だけが、タイムリーにお手元に届く大変便利なコンテンツとなっています。

詳しい内容や受信設定の方法を動画で分かりやすくまとめています。

友達追加画面へのリンクと併せて、右上に二次元バーコードを掲示していますので、是非、ご覧いただくとともに、登録をお願いいたします。

納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ⑤～

5 国税庁ホームページ 新着情報・メールマガジン



国税庁では、新着情報とメールマガジンの2つのメール配信サービスを行っています！

- ・ 新着情報：1週間分（月～金掲載分）の新着情報をその翌週にメールでお届けします。
- ・ メールマガジン：月に一度、時節に応じた身近な税情報などを分かりやすくコンパクトに編集してお届けします。

■登録方法

(1) 国税庁ホームページのトップページにある「新着情報・メールマガジン」をクリック

(2) 「新着情報」・「メールマガジン」それぞれの入口をクリックしてメールアドレス等を登録してください。

The screenshot shows the Japanese Tax Authority (NTA) homepage. On the left, a red box labeled 'ここをクリック' (Click here) points to the 'New Information' link in the footer. On the right, a red box labeled 'ここをクリック' (Click here) points to the 'New Information' link in the 'New Information・Email Magazine Distribution Service' section. Below it, another red box labeled 'ここをクリック' (Click here) points to the 'Email Magazine' link in the same section.

63

納税環境の整備①

～国税庁デジタルコンテンツ⑤～

国税庁ホームページでは、新着情報とメールマガジンの2つのメール配信サービスを行っています。

新着情報は、1週間分の新着情報を翌週にまとめてメールでお届けするサービスです。

メールマガジンは、月に一度、時節に応じた身近な税情報などを分かりやすくコンパクトに編集してお届けするサービスです。

税の情報をタイムリーに自動配信される大変便利なサービスですので、是非、登録をお願いします。

納税環境の整備①

～チャットボット・タックスアンサー～

- ◆ 国税庁ホームページでは、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」や、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができる「タックスアンサー」を公開しています。
- ◆ チャットボットでは、これまでに「所得税の確定申告」、「消費税の確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」の相談に対応しました。引き続きデジタル相談の充実に取り組んでいきます。

1 チャットボットによる相談

① 相談内容を選択

税務相談チャットボット
相談したい内容を選んでください

所得税
所得税の確定申告
e-Tax、作成コードの操作方法
相談の内容を選択

消費税
消費税の確定申告
インボイス制度

② 相談画面

こんにちは！税務職員です！
相談のしかたは2通り
ます。

① メニューから選択

確定申告に必要な書類を調べる
確定申告が必要か判定する
医療費控除/住宅ローン控除/ふるさと納税など
よくある状況別に調べる
② 文字で入力
その他メニュー
ここに質問を入力してください。

チャットボットへの質問件数

(万件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所得税確定申告	616	949	987
消費税確定申告	7	91	32
インボイス制度	34		
年末調整	56	63	69
定額減税	—	—	165

2 タックスアンサー

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

※ 個人向け ○ 個人事業主向け ○ 企業向け

Q2 何に関する情報を知りたいですか

○ 申告・納税・年末調整 ○ 給与・退職・年金など ※ 医療・介護・保険・障害
○ 土地・建物 ○ 金融資産 ○ 相続・贈与

Q3 どのような状況について知りたいですか

○ 結婚・出産をした ※ 医療費を支払った ○ 介護をしている

Q4 税目等について選んでください

※ 所得税

Answer 以下の情報が見つかりました。

- 1100: 所得控除のあらまし
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者
- 1119: 医療費控除に就する手続について
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者
- 1120: 医療費を支払ったとき（医療費控除）
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者
- 1122: 医療費控除の対象となる医療費
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者

64

納税環境の整備①

～チャットボット・タックスアンサー～

国税庁では、チャットボットやタックスアンサーなどのデジタル相談の充実や利便性の向上を図り、利用者自身で税に関する疑問を解決できる環境の整備に努めております。

チャットボットはAIを活用して自動で回答を表示するウェブサービスで、24時間いつでも税に関する相談ができます。

利用方法はスライド左側に記載のとおり、相談内容を選択し、「メニューから選択」又は「文字で入力」のどちらかの方法で質問すると、簡潔な回答と参考情報のリンクが表示され、短時間で必要な情報にアクセスできます。

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答について、キーワードや分野別に検索できることはもちろん、スライド右側に記載のとおり、4つの質問に答えることでライフイベント等に応じた必要な情報を検索できる「自分に合った状況から探す」機能も取り入れるなど、情報の探しやすさにも配慮しています。

今後もチャットボットやタックスアンサーは、調べたい情報がより簡単に見つかるよう最適なUI/UXへの見直しを行いつつ、コンテンツ内容の充実に取り組んでまいります。

納税環境の整備①

～確定申告書等作成コーナー～

国税庁HPへ

申告書等の作成

税務署への提出

①「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



マイナンバーカードを利用して、
e-Taxで申告する場合



マイナポータル連携でさらに便利に!!

- ✓ マイナポータルと連携して控除証明書等のデータを一括取得
- ✓ 取得したデータを確定申告書の該当項目へ自動入力

②画面の案内に沿って
金額等を入力すると、
自動で税額等を計算



③作成した申告書を
e-Tax送信



65

納税環境の整備①

～確定申告書等作成コーナー～

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信することができます。

令和6年分確定申告期において、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、確定申告会場で利用されたものを含めて1,284万人と、全提出人員（2,339万人）の約55%を占めており、多くの方から利用されています。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、マイナポータル経由で、申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できる「マイナポータル連携」の機能を提供しています。

控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利であり、令和6年分確定申告におけるマイナポータル連携の利用者は310万人まで拡大しています。

初めて申告される方でも、税務署に出向くことなく簡単に、ご自宅からe-Taxによる申告手続きができますので、是非、ご利用ください。

今後も、この確定申告書等作成コーナーが更に使いやすいものとなるよう、利用者からの声も踏まえた改善を行うなど利便性向上に取り組んでいきます。

納税環境の整備①

～スマホを利用した個人の申告について～

スマホでも操作しやすい画面の提供

「確定申告書等作成コーナー」においては、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、**所得税の全ての画面**でスマホでも操作しやすい画面を提供しています。

※ 消費税及び贈与税については、一部画面について提供しています。



スマホ用電子証明書への対応

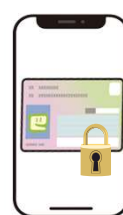
令和7年1月からe-Taxでも、「スマホ用電子証明書」が利用可能となりました。

「スマホ用電子証明書」をご利用いただくことで、**マイナンバーカードを読み取らなくても**、申告書の作成・e-Tax送信ができます。

※ ご利用には、マイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

※ Android™にのみ対応しています。iOSについては、令和7年分の確定申告に向けて順次対応予定です。

＼ 読取不要 ＼



利用者証明用電子証明書のパスワードは
スマホの生体認証機能で入力可能！

66

納税環境の整備①

～スマホを利用した個人の申告について～

確定申告書等作成コーナーは、利用者の皆様の身近なデバイスであるスマホでも、ご利用いただくことができます。

スマホでの手続きの利便性の向上を目的とした施策を2つご紹介いたします。

1つ目は、スマホでも操作しやすい画面の提供です。

「確定申告書等作成コーナー」においては、より多くの方にご利用いただけるよう、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供しています。

なお、消費税と贈与税においては、一部の画面について提供しています。

2つ目は、スマホ用電子証明書への対応です。

「スマホ用電子証明書」とはスマホに搭載できる電子証明書で、e-Taxでも、利用可能となっています。

スマホ用電子証明書をご利用いただくことで、申告手順の過程で、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取る必要がなくなり、スムーズにe-Taxを利用することが可能になります。

なお、スマホ用電子証明書は、Androidのみに対応していますが、iOSについても、令和7年分の確定申告に向けて順次対応を予定しています。

納税環境の整備①

～自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxの利用～

1 スマホ向け画面の提供

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」において、令和7年1月から所得税申告に関するすべての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供しています。

例：住宅ローン控除の入力画面

Before After (令和7年1月～)



2 スマホ用電子証明書に対応

令和7年1月から、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになっていきます。

利用者証明用電子証明書のパスワードは**スマホの生体認証機能**を利用可能に！



※ ご利用には、スマホでマイナポータルアプリからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

※ Androidが対象です。iOSについては、令和7年分の確定申告に向け順次対応予定です。

3 マイナポータル連携の拡大

マイナポータル連携により、給与等の収入に関する情報や医療費、ふるさと納税などの控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に自動入力することができます（※ 給与所得の源泉徴収票の情報は、事業主の方が、オンラインで源泉徴収票の提出を行っている必要があります。）。

自動入力の対象

収入関係	
給与所得の源泉徴収票	公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座	
控除関係	
ふるさと納税	医療費
生命保険料	国民年金保険料
地震保険料	住宅ローン控除関係
iDeCo	小規模企業共済等掛金

(参考1) e-Taxのメリット

- ✓ 自宅から申告可能
- ✓ 24時間利用可能 ※ メンテナンス時間を除きます
- ✓ 申告書がデータで確認可能
- ✓ 添付書類提出不要 ※ 一部の書類は除きます
- ✓ 早期還付 (3週間程度で還付)



(参考2) マイナポータル連携の利用状況



納税環境の整備①

～自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxの利用～

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていたくことを推進しています。

令和6年分の確定申告では、約4人中3人の方にe-Taxをご利用いただいております。また、マイナンバーカードを利用して、e-Taxで申告する際に、マイナポータル連携を利用すると、給与や公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を、申告書の該当項目に自動入力することができ、申告書の作成がより便利になります。

さらに、令和7年1月から、Android端末を対象にスマホ用電子証明書がe-Taxでも利用できるようになり、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信が可能になり、利便性が向上しています。

納税環境の整備①

～キャッシュレス納付の利用拡大～

選べるキャッシュレス納付

ダイレクト納付
(e-Taxによる口座振替)

振替納税

インターネットバンキングによる納付

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

\\ どれも簡単で便利だよ!! //



国税庁e-Taxキャラクター
：イータ君

キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

①現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減、②非対面による納付の実現、
③更なる納税者利便の向上のため、次の取組を実施しています。

- ・ 金融機関や関係団体、地方公共団体などと連携したキャッシュレス納付の周知・広報、利用勧奨
- ・ 源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性を実感していただけるように「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設（令和7年3月）

68

納税環境の整備①

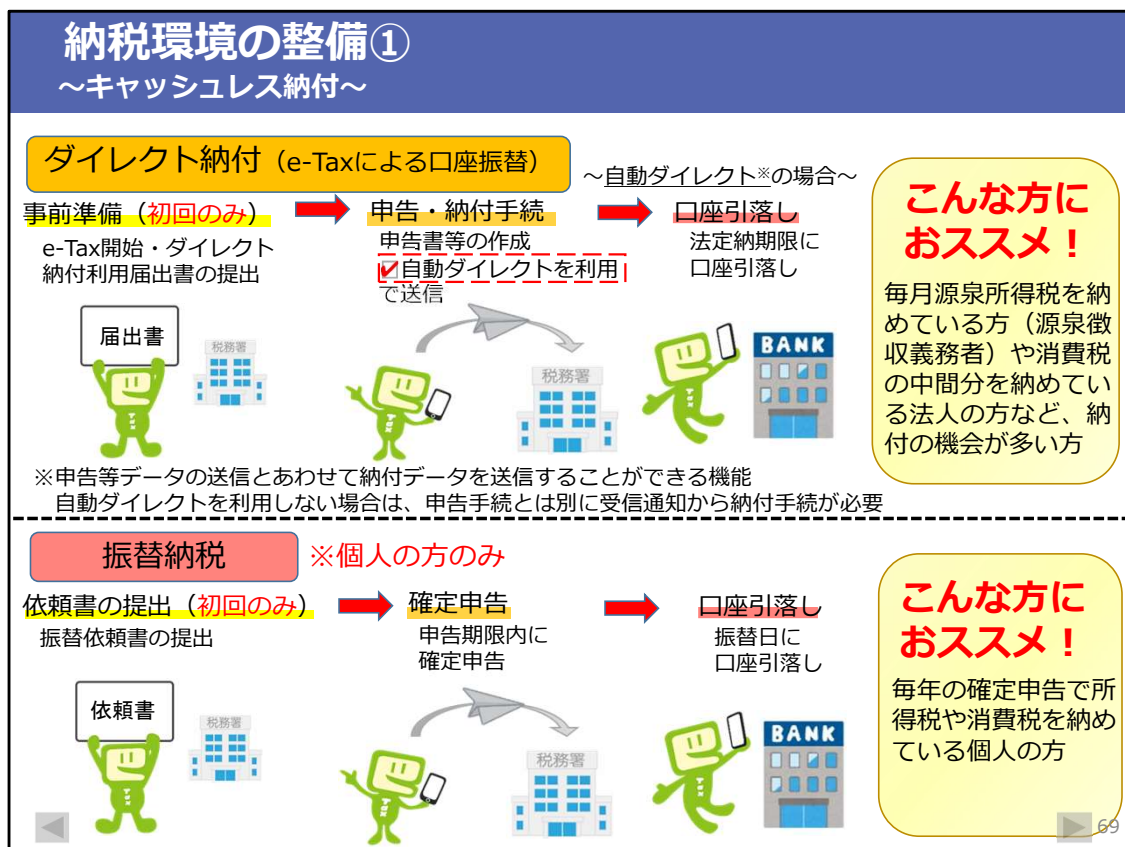
～キャッシュレス納付の利用拡大～

国税のキャッシュレス納付には、e-Taxを利用して口座引落しができるダイレクト納付、預貯金口座から自動的に口座引落しを行う振替納税、インターネットバンキングを利用した電子納税、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ（Pay払い）を利用した納付があります。

これらの手続は税務署や金融機関に出向くことなく現金不要で納付が行えるメリットがあります。

納税者の方が、「より便利に、よりスムーズ」に納税できるよう、引き続きキャッシュレス納付の利便性向上に努め、金融機関や関係団体、地方公共団体などと連携してキャッシュレス納付の利用拡大に取り組みます。

なお、令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をe-Taxホームページに開設し、徴収高計算書の作成・送信から納付手続までの一連の操作を体験することができるようになりました。



納税環境の整備①

～キャッシュレス納付～

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

預貯金口座の情報を記載したダイレクト納付利用届出書を税務署に提出し登録が完了すれば、e-Taxを利用して電子申告をした後に、簡単な操作で口座から引落しができます。

また、自動ダイレクトを利用すると、電子申告をする際に「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信するだけでダイレクト納付の手続をすることができ、大変便利です。

毎月、源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）や消費税の中間分を納めている法人の方など、納付の機会が多い方に特にオススメです。

振替納税とは、個人の納税者が、事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

この振替納税は、申告の度に納付手続をする必要がなく、決まった期日に自動的に引き落とされるため、納税を失念するようなことはありません。

毎年の確定申告で所得税や消費税を納めている個人の方におススメの納付方法です。

なお、個人の方であれば、ダイレクト納付利用届出書や振替依頼書を、書面による提出だけでなく、e-Taxでも提出（送信）することが可能です。

納税環境の整備①

～電子納税証明書～

①インターネットで請求（来署不要）



- ・スマートフォンや自宅・オフィスのパソコンから、e-Taxを使って、納税証明書請求データを作成します。
- ・「納税証明書の交付請求（電子交付用）」画面から、PDF形式を選択し、画面に従い納税証明書の種類、枚数、目的等を入力し、送信してください。

②PDFファイルで受取



- ・e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書（PDFファイル）をダウンロードします。

電子納税証明書（PDFファイル）は、期間内であれば何度でもダウンロードいただけます。

③自分で印刷しても使用可能



- ・ダウンロードした電子納税証明書（PDFファイル）は、自宅やオフィスのプリンタから印刷ができます。
- ・また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます（印刷サービスの利用には別途料金がかかります。）。

電子納税証明書（PDFファイル）は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

納税環境の整備①

～電子納税証明書～

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指しており、納税証明書の請求についても、e-Taxの利用を推進しております。

①スマートフォンや自宅・オフィスのパソコンから、e-Taxを使ってPDFファイル形式の電子納税証明書を請求することで、請求から受取までの一連の手続きが、税務署窓口へ出向くことなく、e-Tax上で完結できるようになっています。

②PDFファイル形式の電子納税証明書は、期間内であれば何度でもダウンロードすることができ、③また、自宅等のプリンタから印刷可能であるため、納税者の方にとって便利なものとなっています。

【参考】

納税証明書に付されているQRコードを「納税証明書確認コーナー」（国税庁HP）で読み取ることで、証明内容の検証を行うことが可能です。

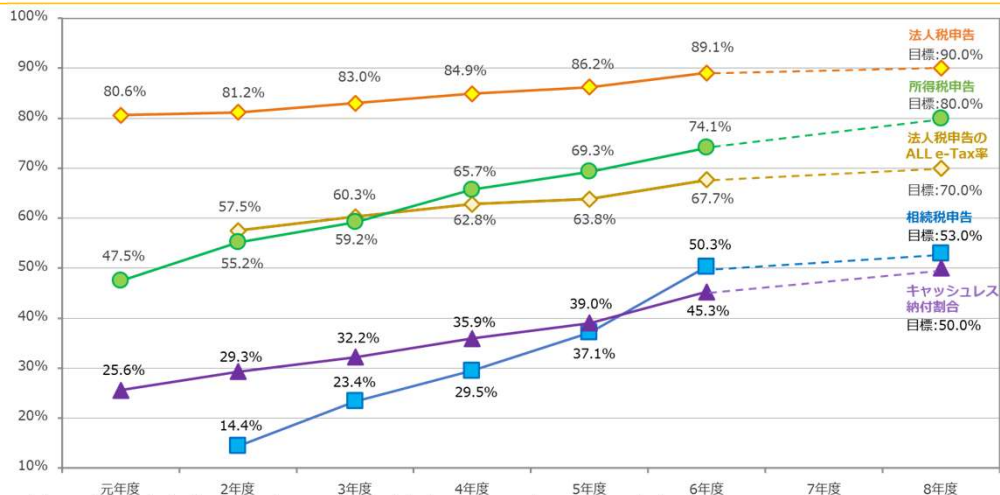
なお、納税証明書を提出先に提出する場合は、提出先から求められた期限内に発行されたものであることを確認してください。

また、電子納税証明書は、PDF形式のほかに、XML形式で発行することも可能です。

納税環境の整備①

～e-Tax利用率の推移～

- ◆ 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続が可能です。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加しています。令和8年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。
(令和8年度末 法人税申告：90%、法人税申告のALL e-Tax率：70%、所得税申告：80%、相続税申告：53%、キャッシュレス納付割合：50%)



注) 1 令和6年度の各計数は速報値です。なお、確定値は、令和7年10月頃にe-Taxホームページで公表予定でです。
 2 令和8年度の目標値は、令和6年10月現在のものです。
 3 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。
 4 法人税申告のALL e-Tax率は、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合で、令和2年度分から集計しています。

納税環境の整備①

～e-Tax利用率の推移～

(会計検査院概況説明 発言要旨より貼り付け)

現在国税庁では、「納税者の利便性向上」と「税務行政の効率化」を図る観点から、e-Taxの利用拡大に向け中長期的な目標を定め、取組を進めています。様々な利便性の向上の取組も功を奏しておりe-Tax利用率は順調に増加し続けています。今後もe-Tax利用率の拡大に向けた取組を進めてまいります。

納税者 サービスの充実



－ 納税環境の整備②

- ▶ マイナンバーカード
- ▶ マイナンバー制度の国税分野での利用
- ▶ マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化
- ▶ マイナンバーカードでできること
- ▶ 法人番号について

72

納税者サービスの充実について、ここでは、ご覧のような項目をご説明いたします。

納税環境の整備②

～マイナンバーカード～

マイナンバーカード

表面に氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真、裏面にマイナンバー等が記載されICチップが搭載されたプラスチック製のカード

- 平成28年1月以降、市区町村への申請により交付
- 全国民が無料で取得できる唯一の公的身分証明書



【想定されるマイナンバーカードの利用例】

- ・本人確認のための身分証明書
- ・市区町村の図書館の利用証や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービス
- ・e-Tax等の電子申請時の電子証明

【マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ】

令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目、マイナポイント第1弾の開始から5年目にあたり、大量のカード本体（10年周期）又はその電子証明書（5年周期）の更新が発生する見込み。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

公式noteはこちら



納税環境の整備②

～個人番号カード（マイナンバーカード）～

次にマイナンバーカードについて説明します。

マイナンバーカードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真、裏面にマイナンバーが記載されるICチップ付きのカードです。

市区町村に申請し、交付を受けることができます。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令又は条例で定められた事務に限定されていますが、マイナンバーカードは、様々な場面で利用できます。

具体的には、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載される電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請を行うことも可能です。

これからのデジタル社会においては、正確な本人確認が極めて重要になることから、政府においては、マイナンバーカードを安全・安心なデジタル社会の基盤と位置付けています。

また、令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目、マイナポイント第1弾の開始から5年目にあたり、大量のカード本体（10年周期）又はその電子証明書（5年周期）の更新が発生する見込みですので、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note（<https://digital-gov.note.jp/n/nff8306c9b552>）をご確認ください。

納税環境の整備②

～マイナンバー制度の国税分野での利用～

税務関係書類へのマイナンバーや法人番号の記載（書面提出の場合）

税務署へ申告書などを提出する際は、“**毎回**”

マイナンバーの記載



本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。

【本人確認書類】

マイナンバーカードをお持ちでない方：番号確認書類（例：マイナンバーが記載された住民票の写し）
身元確認書類（例：パスポート）

マイナンバーカードをお持ちの方：マイナンバーカードのみ



e-Taxで申告することで、**本人確認書類の提出は不要**になります。
スマホ用電子証明書を活用するなど、是非マイナンバーカードを
使って、e-taxによる申告をお願いします。

国税分野での活用

国税当局では、記載いただいたマイナンバー・法人番号を活用することにより、部内業務の効率化のほか、

- ・申告書に添付する書類の省略（住民票の写しなど）
 - ・申告や年末調整におけるマイナポータル連携対象の拡大（給与所得の源泉徴収票など）
- といった、納税者の皆様の申告・申請手続における利便性向上に役立てております。

納税環境の整備②

～マイナンバー制度の国税分野での利用～

申告書や法定調書等、税務関係書類を税務署等に提出する際には、その提出の都度、マイナンバーや法人番号の記載が必要です。

法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方は、金融機関等の法定調書の提出義務がある方に対して、マイナンバーや法人番号を提供することが必要となります。

なお、マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、番号法に基づき厳格な本人確認が求められます。

本人確認には、番号確認と身元確認があり、マイナンバーカードはカード1枚で番号確認と身元確認が行えます。

税務署等に確定申告書等を提出する際には、本人確認をさせていただくことから、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますが、

e-Taxで確定申告書等を提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

先ほどもご説明しましたが、マイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をすることで、マイナンバーカードを読み取らなくても、申告書のe-Tax送信ができるようになります。

す。申告の際は、スマホ用電子証明書を活用するなどして、是非マイナンバーカード方式による申告をお願いします。

国税分野においては、国税当局では、記載いただいたマイナンバー・法人番号を活用することにより、部内業務の効率化のほか、

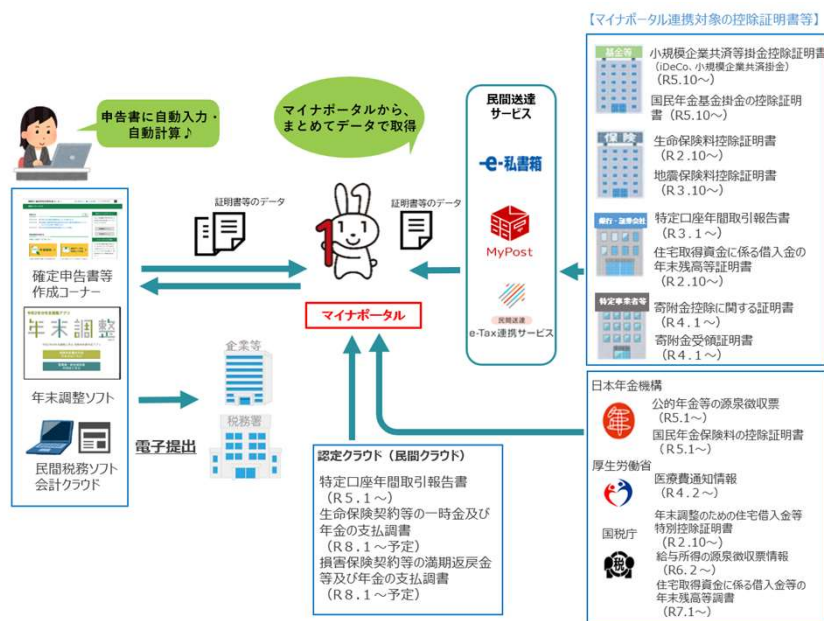
- ・申告書に添付する書類の省略（住民票の写しなど）
 - ・申告や年末調整におけるマイナポータル連携対象の拡大（給与所得の源泉徴収票など）
- といった、納税者の利便性の向上にも役立てております。

繰り返しになりますが、申告等の際には、まずはマイナンバーカードを活用したe-Tax申告を検討ください。また、書面申告する場合であっても、マイナンバーの記載をいただくよう、お願いいたします。

納税環境の整備②

～マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化～

(年末調整は令和2年10月から、所得税確定申告は令和3年1月から開始)



納税環境の整備②

～マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化～

マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化について説明します。

まず、マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。

子育てや介護に関する行政手続がワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届きます。

年末調整や所得税の確定申告の手続において、国税庁が提供している「年末調整ソフト」や「確定申告書等作成コーナー」からマイナポータル連携を利用することにより、手続に必要な書類のデータをまとめて取得し、各種申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

これにより、簡単に各種申告書を作成・提出することが可能となります。

自動入力の対象となるデータは、順次拡大しており、「給与所得の源泉徴収票」の情報が連携の対象となるなど、年々便利になっています。

今後も引き続き各省庁等と連携し、連携の対象となる情報を順次拡大するとともに、マイナポータル連携可能な控除証明書等の発行主体についても拡大していきたいと考えております。

納税環境の整備②

～マイナンバーカードでできること～

マイナンバーカードで できます。

対面でもオンラインでも本人確認[※]に利用できるマイナンバーカードは、できることが広がっています。

※ カード自体の本人確認書類としての利用、銀行口座や証券口座開設時の対面・オンラインでの本人確認利用（民間企業における利用）

マイナンバーカードのさらなる利用シーン、使い方の詳細については、こちらのサイトをご確認ください。



1

健康保険証としても利用でき
過去の診療や処方せんの
情報も確認できます。



自分の特定健診情報等、診療・薬剤情報、医療費通知情報をマイナポータルから確認できます。

※ 保険の種類によっては、対応していない場合があります。

本人の同意のもと、医師・薬剤師と特定健診・診療・薬剤情報などが共有でき、より良い診療を受けることができます。

※ 救急搬送時の傷病者の情報照会にマイナンバーカードを活用できるよう、実証事業も進めています。

2

所得税の確定申告も
自動入力で簡単にでき
手間を省くことができます。



マイナポータルと連携することにより、給与や年金の源泉徴収票・医療費・各種保険料・ふるさと納税などの控除証明書等のデータを確定申告書の該当項目に自動入力することができ、簡単に確定申告ができます。

※ 発行主体の対応状況によっては、データを取得できない場合があります。

※ マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。

確定申告期間は、e-Taxを利用すると税務署に行かずに、24時間オンラインで申告することができます（メンテナンス時間を除きます）。

3

保育所や児童手当の
申請など、子育ての
手続きも簡単にできます。



経費の届出や保育所入所の申込、児童手当の手続きなど子育てに関する手続きがマイナポータルから電子申請することができます。

マイナポータルを利用することで、市区町村の窓口に出向かなくても、原則24時間オンラインで手続きすることができます。

※ 自治体によって対応サービスは異なります。

4

役所に行かずに
転出届の提出など
引越しの手続きもできます。



転出先の市区町村窓口に行かずに、また窓口が開いていない時間帯でも、いつでも簡単に、マイナポータルからオンラインで転出届を提出することができます。

引越し先への転入届提出のための東洋予定の連絡（転入先市区町村への連絡）をマイナポータルから行うことで、引越しシーズンでも、引越し先の市区町村窓口での各種手続きがスムーズになります。

5

コンビニで
住民票の写しなどの
証明書を取得できます。



役所に行かずに、コンビニで各種証明書などを取得することができます。

※ 毎日6:30から23:00まで利用できます。

※ 市区町村によって対応状況が異なります。

マイナンバーカードの機能をスマホに搭載すれば、スマホひとつでコンビニ交付を利用できます。

※ 一部のAndroid端末で利用可能です。

※ 一部店舗で先行実施中です（順次拡大予定）。

6

将来、病院の診療券など
としても利用できるよう
になります。



マイナンバーカードを診療券や子ども医療費などの医療費助成の受給者証として利用できるようになります。いろいろな病院の診療券や各種医療費助成の受給者証を1枚にまとめることができるので、複数の診療券・受給者証として利用できるようになります。

※ 一部の病院、クリニックではすでに利用を開始しています。

※ 医療機関側のシステム改修が必要です。

76

納税環境の整備②

～マイナンバーカードでできること～

次にマイナンバーカードでできることを紹介します。

マイナンバーカードがあれば、顔写真入りの身分証明書として使えるほか、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種証明書が取得できます。

また、e-Taxによる確定申告や引っ越し時の手続き、保育所の入所申請といった行政機関へのオンライン申請にも利用できます。

更に、健康保険証としての利用のほか、マイナポータルから過去の診療や処方せんの情報を確認するといったこともでき、マイナンバーカードは、できることが広がっています。

納税環境の整備②

～法人番号について①～

法人番号は国税庁長官が指定

- 国税庁長官は、①株式会社等の設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人や人格のない社団等^(注1)に、13桁の法人番号を指定し、通知しています。
- 法人番号を指定した法人等の基本3情報（①名称、②所在地、③法人番号）は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。
- 法人番号は、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API 機能^(注2)を提供しています。

(注1) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの。例：PTA、マンション管理組合

(注2) 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組み。

77

納税環境の整備②

～法人番号について①～

次に、法人番号について説明します。

国税庁は、法人番号の指定を行っています。

国税庁長官は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人や、例えば、学校のPTAなど、人格のない社団等に対して、13桁の法人番号を指定し、通知しています。

法人番号を指定した法人等の名称、所在地、法人番号を合わせて基本3情報といい、この情報を国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

また、法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。

同サイトでは、基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API機能を提供しています。

納税環境の整備②

～法人番号について③～

- 国税庁法人番号公表サイト英語版webページでは、法人等からの登録を受けて、名称・所在地の英語表記を公表しています。この登録をしておけば、海外の取引先などから法人番号の照会を受けた際に、同ページを提示することで速やかに対応できます。

英語版webページ

① 法人番号を表示します。

② 名称の英語表記を表示します。

③ 所在地の英語表記を表示します。

(参考URL)

- ・ 国税庁法人番号公表サイト英語版webページ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>
- ・ 国税庁法人番号公表サイト英語表記登録フォーム <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

納税環境の整備②

～法人番号について③～

国税庁法人番号公表サイトの英語版webページについて説明します。

このページでは、法人等からの登録を受けて、名称・所在地の英語表記を公表しています。

この登録をしておけば、海外の取引先などから法人番号の照会を受けた際に、同ページを提示することで速やかに対応できます。

また、輸出相手国の税関が、輸出法人等の情報を確認する場合、同ページによる確認が可能になり、取引が円滑に進むこととなります。

登録方法については、国税庁法人番号公表サイトに掲載しておりますので、ご興味を持たれた方がいらっしゃいましたら、ご確認いただければ幸いです。

参考URL)

- ・ 国税庁法人番号公表サイト英語版webページ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>
- ・ 国税庁法人番号公表サイト英語表記登録フォーム <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

災害等からの 復興に向けて



－ 災害（震災等）への対応

- ▶ 申告・納付等の期限延長措置
- ▶ 納税の猶予
- ▶ 災害にあったときの所得税の軽減

80

「災害等からの復興に向けて」について、ご覧のような項目をご説明いたします。

災害（震災等）への対応

～申告・納付等の期限延長措置～

災害等の理由により、申告・納付等をその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。

地域指定

災害等による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示

対象者指定

国税庁が運用するシステムの使用不能等により、申告・納付等ができない方が多数に上ると認められる場合、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示

個別指定

災害等により申告・納付等ができない納税者の申請に基づき、税務署長等が期日を定めて延長

81

災害（震災等）への対応

～申告・納付等の期限延長措置～

災害等の理由により申告・納付等をその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、申告・納付等の期限が延長されます。

これには、①地域指定による場合と、②対象者指定による場合と、③個別指定による場合とがあります。

①地域指定とは、災害等による被害が広い地域に及ぶ場合に、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日までに申告・納付等を行えばよいことになります。

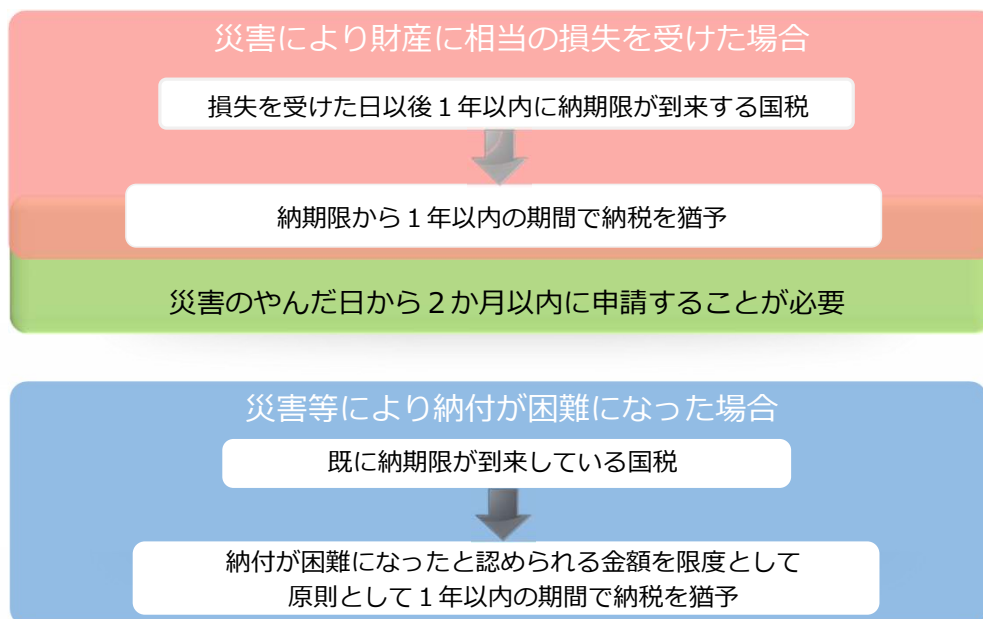
②対象者指定とは、国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であるなどにより、申告・納付等を行うことができない方が多数に上ると認められる場合に、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示することで、その告示の期日までに申告・納付等を行えばよいことになります。

③個別指定とは、災害等により申告・納付等ができない場合に、個別に税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることになります。

なお、地域指定により延長された期限の期日が指定された場合においても、個別指定により期限の延長措置を受けることができます。

災害（震災等）への対応

～納税の猶予～



82

災害（震災等）への対応

～納税の猶予～

災害により、財産に相当の損失を受けた場合は、その損失を受けた日以後1年以内に納期限が到来する国税について、災害がやんだ日から2か月以内に税務署長に申請することで、納期限から原則として、1年以内の期間で納税の猶予を受けることができます。

また、既に納期限が到来している国税についても、税務署長に申請することで、災害等により納付が困難になったと認められる金額を限度として、原則として1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、延長の申請をすることにより最長で2年以内）の期間で納税の猶予を受けることができます。

災害（震災等）への対応

～災害にあったときの所得税の軽減～

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで、所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産（棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産を除く）	住宅や家財（ただし、損失額が住宅や家財の価額の1/2以上である場合）	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次のイとロのうち、いずれか多い方の金額 イ 損失額－所得金額の10分の1 ロ 災害関連支出の金額－5万円	その年の所得金額	軽減額
		500万円以下	全額
		500万円超 750万円以下	1/2
		750万円超1,000万円以下	1/4
その他の事項	○原則、災害関連支出の金額に係る領収書は、確定申告書に添付又は提示が必要 ○控除しきれない雑損控除の金額は、翌年以後3年間（一定の場合は5年間）に繰り越して控除可能 ○災害により生じた土砂を除去するための支出などは、災害のやんだ日から1年以内（大規模な災害等の場合は3年以内）に支出されるものが対象	○原則、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限る ○確定申告書などに適用を受ける旨、被害の状況及び損失額を記載することが必要	

災害（震災等）への対応

～災害にあったときの所得税の軽減～

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「所得税法」に定める雑損控除の方法、又は「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税額の全部又は一部を軽減することができます。

これら二つの方法では、損失の発生の原因や対象となる資産の範囲等が異なります。

このように、万が一災害等にあつて損害を受けた場合には、税制面においても配慮されています。

一 酒類業の振興

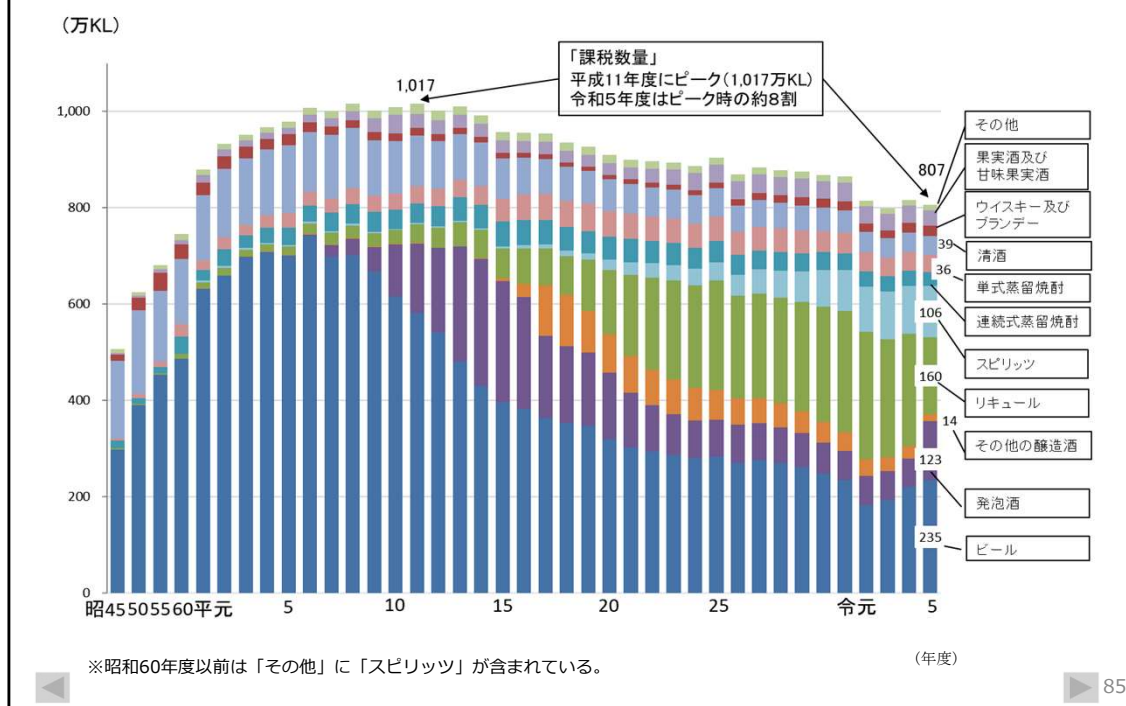
- ▶ 課税数量の推移
- ▶ 近年の輸出動向
- ▶ 農林水産物・食品の輸出目標
- ▶ 海外販路開拓支援及び
日本産酒類の認知度向上
- ▶ 酒類事業者向け補助金
- ▶ ブランド化・高付加価値化の推進
- ▶ ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」
に関する周知広報
- ▶ 酒類総合研究所と連携した技術支援

84

酒類業の振興について、ご覧のような項目をご説明いたします。

酒類業の振興

～課税数量の推移～



酒類業の振興

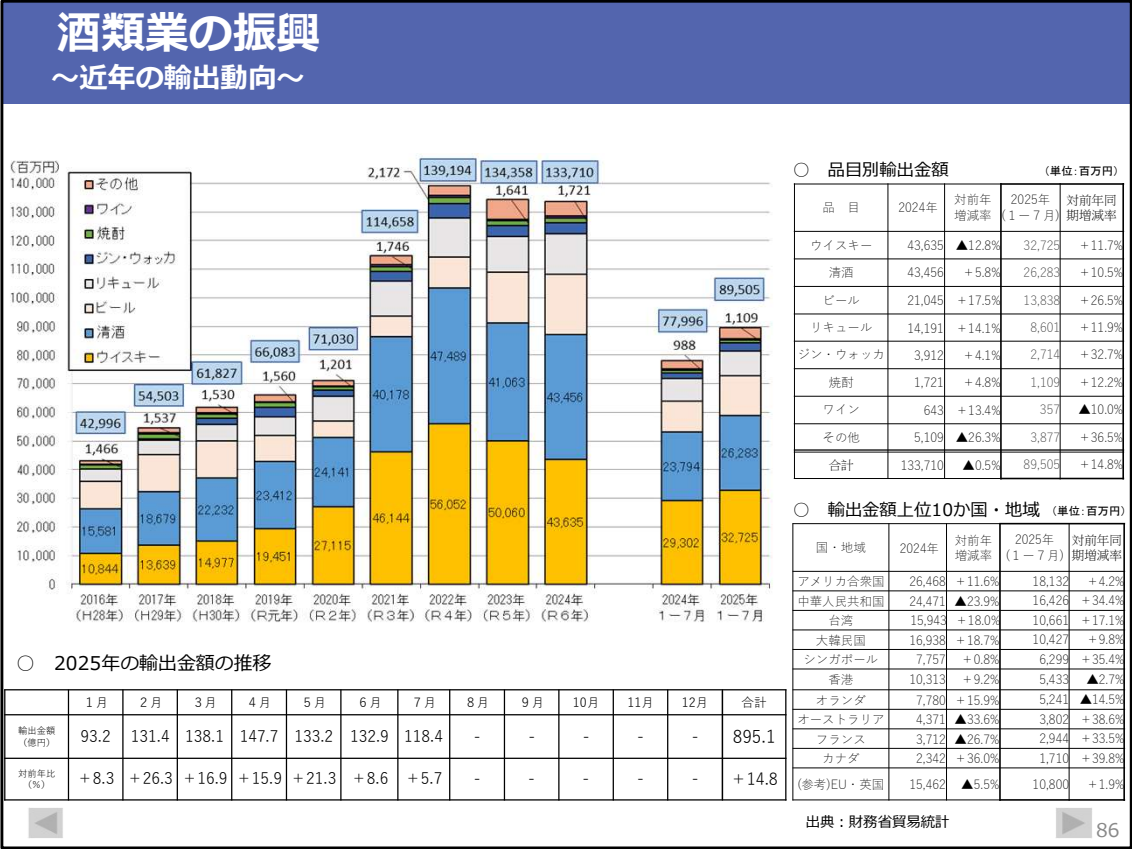
～課税数量の推移～

はじめに、日本における酒類の課税数量の推移についてご説明いたします。

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成11(1999)年度をピークとして減少傾向にあります。

特にビールは、低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール等に消費が移行し、大幅に減少していますが、令和2年10月及び令和5年10月のビール類の税率改正により、課税数量が増加傾向になっています。

このように、酒類の国内市場が縮小傾向にある中で、酒類事業者には、従来型の商品の開発・製造・販売等の方法にとらわれず、新たな商品の開発、販売手法やサービスを創造し、新たな市場の開拓等に取り組んでいくことが求められています。



酒類業の振興

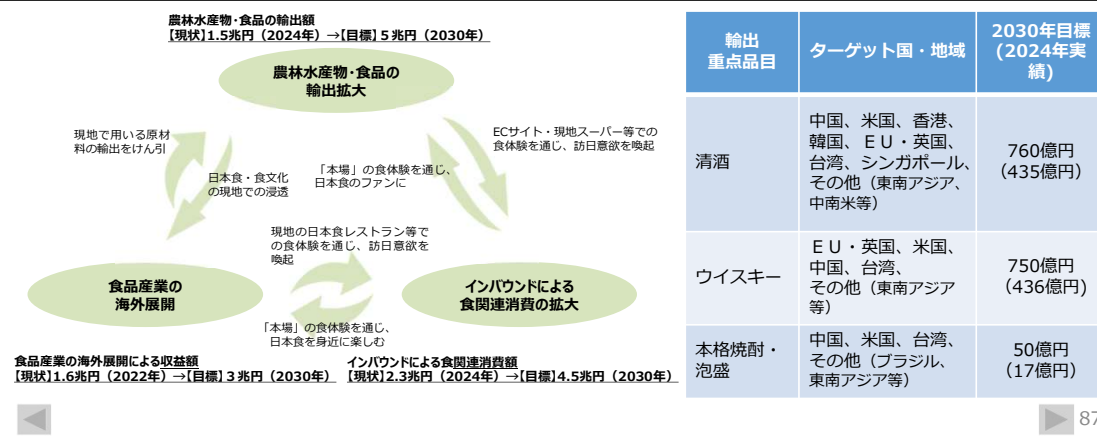
～農林水産物・食品の輸出目標①～

○ 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、**農林水産物・食品の輸出目標として、2030年5兆円を設定**。また、同基本計画では輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大の連携による相乗効果を通じた「海外から稼ぐ力」の強化に向けた目標を設定。

○ これら目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改訂（令和7年5月30日・農林水産物・食品の輸出拡大のための輸出国規制への対応等に関する関係閣僚会議）され、輸出重点品目^{（注）}ごとの目標、さらに品目ごとのターゲット国・地域、輸出目標達成のための手段を含む輸出促進策を決定。

（注）「輸出重点品目」とは、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な

31の品目を選定。日本産酒類では「清酒」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」の3品目を選定。



酒類業の振興

～農林水産物・食品の輸出目標①～

令和7年4月11日に食料・農業・農村基本計画が5年ぶりに策定され、「海外から稼ぐ力」を強化する観点から、輸出促進の取組に加え、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大が政策の柱として位置付けられました。また、2030年における農林水産物・食品の輸出額目標として5兆円と設定されたほか、後ほどご説明する「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において指定されている31の輸出重点品目について、輸出額目標が定められました。なお日本産酒類では、清酒（日本酒）、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が輸出重点品目に指定されています。

酒類については、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が、重点品目に選ばれており、これら日本産酒類の輸出促進が政府一丸となって推進されています。

これら目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改訂されました。本戦略は農林水産物・食品の輸出に係る実質的な方針を定めており、ほぼ毎年改訂を重ねています。

輸出重点品目については「品目別実行戦略」として、重点的に取り組むターゲット国・地域や産地育成・販路開拓に係る課題と対応方針が各品目について定められています。

酒類業の振興

～農林水産物・食品の輸出目標②～

【品目別（日本酒）目標の例（一部抜粋）】

国・地域	2024年実績	2030年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題と方策
合計	435億円	760億円	
中国	117億円	200億円	原発事故に伴う輸入規制措置の撤廃に向けた交渉を継続
米国	114億円	200億円	愛飲家が育ちつつあることを踏まえ、高付加価値商品の輸出拡大を推進
香港	51億円	90億円	周辺国・地域への波及も意識した販路開拓・認知度向上の取組を推進
韓国	37億円	70億円	認知度・浸透度が高く、インバウンドも多いことを生かした輸出の拡大展開
EU・英国	27億円	50億円	情報発信力の強い英仏を中心に、周辺国への波及も意識した取組を推進
台湾	27億円	50億円	主要国・地域の中でも高い関税（20%）の引下げ交渉を継続
シンガポール	15億円	30億円	東南アジアの情報発信拠点であり、周辺国への波及も意識した取組を推進
その他	46億円	70億円	東南アジア、中南米等での認知度向上の取組を推進

【インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策】

- 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録も踏まえ、日本産酒類に対する新たなファンを開拓すべく、2025大阪・関西万博における「伝統的酒造り」のPRや、ALT（小中学校等の外国語指導助手）等を対象とした酒蔵見学ツアーを開催
- インバウンド向けに國酒の文化的な価値や魅力を発信する、国際空港「國酒」キャンペーンを実施（日本酒造組合中央会）
- インバウンドによる海外需要の拡大を目的とした、補助金による酒蔵ツーリズム等に取り組む酒類事業者の支援



88

酒類業の振興

～農林水産物・食品の輸出目標②～

日本産酒類については、これまで清酒等3品目について品目別実行戦略として規定されているのみでしたが、今般の改正で、①「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、日本産酒類の認知度向上の取組を進めることが盛り込まれました。

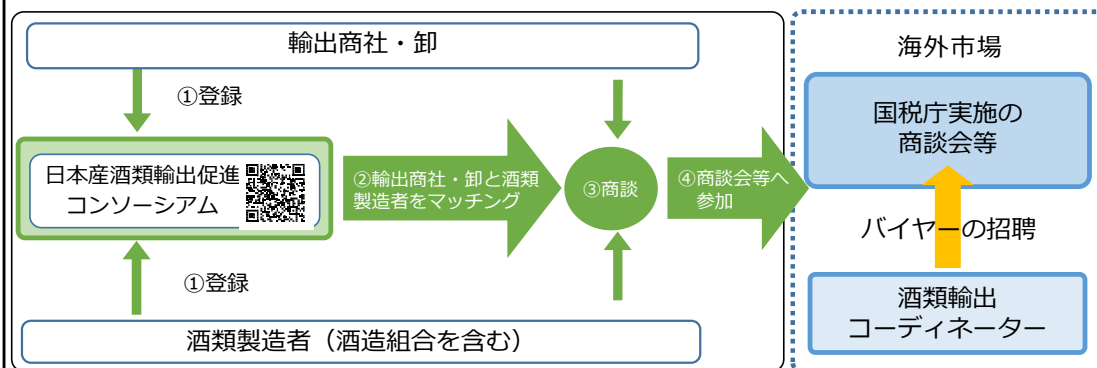
またインバウンドによる食関連消費の拡大が政策の柱として位置付けられたことを踏まえ、②日本産酒類に対する新たなファンを開拓するための取組や、中央会によるインバウンドに対する魅力発信の取組を後押しすること等が新たに本文に盛り込まれました。

さらに、酒類については、各国・各地域においてそれぞれ特有の税制や免許制度、商慣行等が存在し、これらを的確に把握した上で市場開拓を進めることが不可欠であるとの認識のもと、③酒類に係る品目団体等は、国税庁等の関係機関と緊密に連携し輸出拡大に取り組み、国税庁等の関係機関は必要な支援を行う、と本文に規定されました。

酒類業の振興

～海外販路開拓支援及び日本産酒類の認知度向上～

日本産酒類輸出促進コンソーシアム



ジャパン・ハウスを活用した日本産酒類の情報発信

日本文化の総合発信拠点であるジャパン・ハウス（ロサンゼルス、ロンドン、サンパウロ）を活用して、現地バイヤー等に対し、日本産酒類のセミナー等を実施。



89

酒類業の振興

～海外販路開拓支援及び日本産酒類の認知度向上～

日本産酒類の輸出促進のため、酒類事業者の海外販路開拓支援や日本産酒類の認知度向上に取り組んでいます。

販路開拓支援に関しては、海外の商談会や展示会へ参加する機会を提供しているほか、国内の「酒類製造者」と「輸出商社・卸」等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、専用ウェブサイト上で登録事業者に向けた各種サービスを提供しています。

中小の酒類製造者は自ら輸出先を見つけることが困難である場合も多いことから、コンソーシアムを通じて製造者と輸出商社等とのマッチングを行うことで、輸出商社等を通じた輸出を支援しています。また、酒類専門家による相談対応や海外の市場動向等の情報提供も行っています。

認知度向上の観点では、海外3都市にある日本文化の発信拠点であるジャパンハウスという施設を活用して日本産酒類に関するセミナーを行う等、様々な方法で日本産酒類の認知度向上に取り組んでいます。

酒類業の振興

～酒類事業者向け補助金～

- ◆ 酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする。

- ① 日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に関する取組
- ② 酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの策定の取組
- ③ 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- ④ 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ⑤ ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

●酒蔵ツーリズム

ウイスキーと日本酒の体験型ツーリズム

- ・ウイスキーのブレンド、日本酒の製造を体験できるよう既存の体験型観光酒蔵を整備
- ・地域の宿泊等関係事業者と連携して、高付加価値の周遊・滞在型のツーリズムプランを提供し、地域価値創造・地域連携の機運を醸成



●有機酒類による差別化等

有機焼酎の開発とVRを駆使した新規販路開拓

- ・有機でありながら食用としては規格外のサツマイモを用いた有機焼酎を製造し、農家の収益向上、フードロスの抑制を図る。
- ・VRを活用し、消費者へ焼酎の味や香、テロワールを蔵元が伝える仕組みを構築
- ・現代に復元させた伝統的な蒸留器による焼酎を通じ、海外での焼酎の認知を図る。



90

酒類業の振興

～酒類事業者向け補助金～

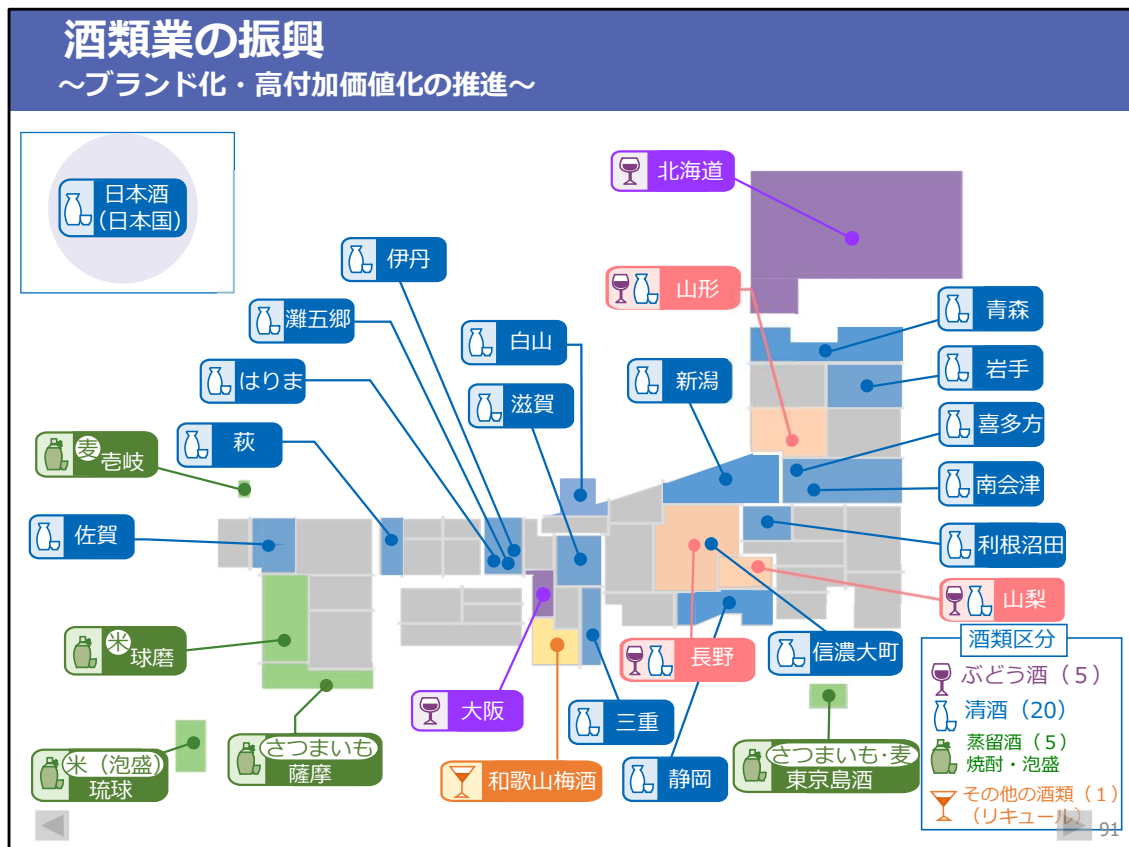
また、国内外の需要開拓に取り組む酒類事業者を支援する補助金もあります。

この補助金では、

- ①日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に関する取組や
 - ②酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの策定の取組
- といった酒類業者の海外展開に向けた取組を支援するほか、
- ③商品の差別化による新たなニーズの獲得、
 - ④販売手法の多様化による新たなニーズの獲得、
 - ⑤ICT技術を活用した製造・流通の高度化・効率化

といった国内外の新市場開拓等に取り組む酒類事業者を支援しています。

(これらの施策により、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図り、酒類業の健全な発達を促進することとしています。)



酒類業の振興

～ブランド化・高付加価値化の推進～

更に、商品の差別化・高付加価値化を推進するための取組として、地理的表示制度も実施しています。

地理的表示制度とは、日本酒、焼酎、ワイン、ビールなど全ての日本産酒類を対象として、ある特定の産地ならではの特性が確立されている場合に当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

この制度の活用が促進されることで、より一層の地域ブランドの価値向上が図られると考えています。

国税庁が指定した地理的表示は、資料に記載のとおりですが、令和7年には、清酒の地理的表示として、青森が新たに指定され、全てで31件となりました。

なお、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定していますので、日本国内においては、国内産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒だけが「日本酒」と表示することができることとなりました。

酒類業の振興

～ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」に関する周知広報～

○ 登録無形文化財登録

- 令和3年12月 「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）
 - 登録要件
 - ・ 米などの原料を蒸すこと
 - ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバウこうじを製造すること
 - ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等
 - 保持団体
 - 日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
 - 会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

○ ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
- 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月 ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

○ 「伝統的酒造り」に関する各種周知広報事業

- 国内外における「伝統的酒造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施



（国内でのシンポジウムの模様）



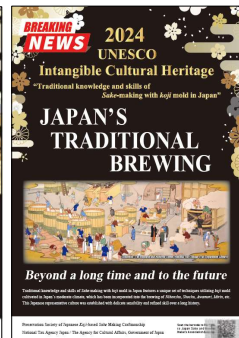
（ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様）



（海外でのシンポジウムの模様）



※ALT：小中学校等の外国語指導助手



92

酒類業の振興

～ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」に関する周知広報～

日本の「伝統的酒造り」は、伝統的なこうじ菌を用いて杜氏（とうじ）・蔵人（くらびと）等が経験に基づき築き上げてきた酒造りの技術であり、日本酒、焼酎、泡盛、みりんなどの製造に受け継がれてきました。また、令和3年には国内の「登録無形文化財」に登録され、令和6年12月にはユネスコ無形文化遺産に登録されたところです。

国税庁としましては、この「伝統的酒造り」の認知度向上等を目的として、様々な周知広報を実施してきたところであり、今般のユネスコ登録という大きな節目を捉えて、引き続きPRに取り組んでいく予定です。

酒類業の振興

～酒類総合研究所と連携した技術支援～

国税局の技術系職員（鑑定官）と酒類総合研究所が連携して
酒類製造者の技術力の維持強化を支援し、日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献

酒類製造技術相談

○酒類総研の研究成果や先端技術の普及を推進するとともに、製造者の抱える技術的課題を解決



清酒製造場への臨場の様子

地理的表示への支援

○ブランド価値向上に有効な地理的表示の推進のため、地域指定に向けた技術的な相談（品質特性の解析やその管理方法など）に対応

酒類の安全性確保

○酒類に含まれる添加物等の成分に関する検査や調査研究を実施

安全性に関する不安を払拭し、諸外国の安全性基準にも適合していることを証明

醸造技術者の育成

○ワイン・ビールなどの研究会等を開催し、各地で醸造技術者が学ぶ機会を提供

○各県酒造組合等が実施する講話会、審査会等に職員を派遣し支援



クラフトビール研究会

鑑評会（国税庁・酒類総研）

○国税局の鑑評会では、地域特性にも配慮した品質評価を実施

○酒類総研では、全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会を実施



全国新酒鑑評会の品質評価の様子

93

酒類業の振興

～酒類総合研究所と連携した技術支援～

また、国税庁では、酒類総合研究所と連携し、酒類製造者の技術力の維持強化を支援することで、日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献しています。

具体的な取組としては、先端技術の普及や酒類製造者の抱える技術的な課題の解決を行う「技術相談」、ブランド価値向上に有効な「地理的表示の地域指定に向けた技術的支援」、酒類の安全性確保の観点から、例えば食品添加物等に関する調査や研究等を実施し、安全性に関する不安を払しょくするとともに、諸外国の安全性基準にも適合していることを証明する「酒類の安全性確保」、酒類製造者が製造方法などを学ぶ機会を提供する「ワインやビールなどの研究会の開催」、そして、酒類製造者の技術力の向上を目的とする「酒類鑑評会の実施」、などを行っています。

以上のような取組を通じて、国税庁は引き続き日本産酒類の輸出拡大に尽力することで、酒類業の振興に努めてまいります。

実績評価 (政策評価) と 税務行政の改善



－ 実績評価（政策評価）と税務行政の改善

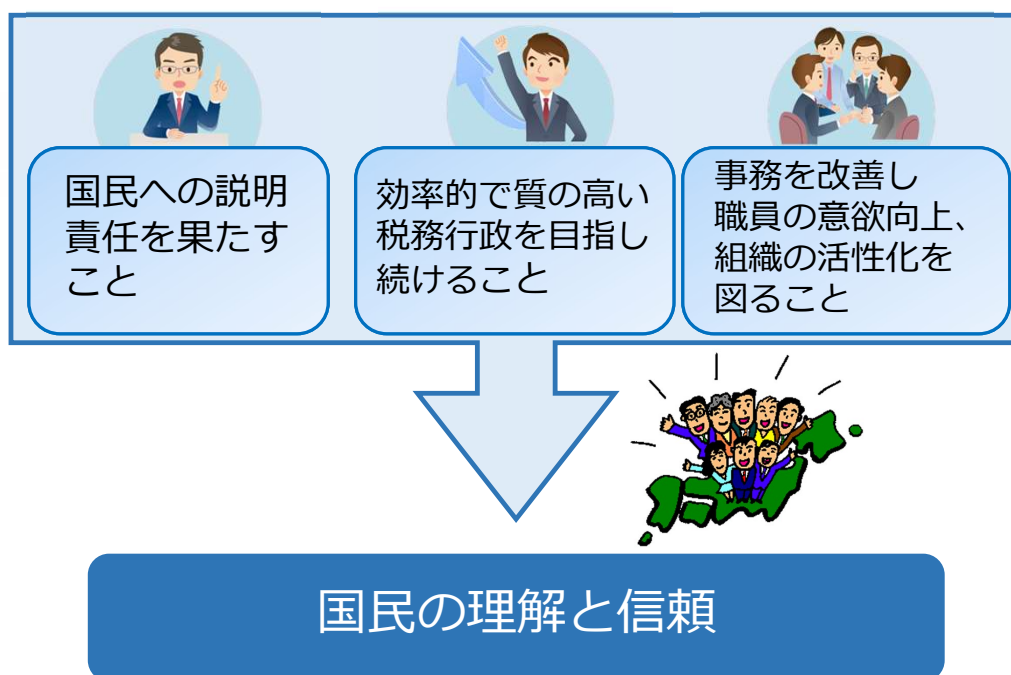
- ▶ 実績評価（政策評価）の目的
- ▶ 国税庁の使命と実績評価の目標
- ▶ 令和5事務年度 実績評価の結果

94

実績評価（政策評価）と税務行政の改善について、ご覧のような項目をご説明いたします。

実績評価（政策評価）と税務行政の改善

～実績評価（政策評価）の目的～



実績評価（政策評価）と税務行政の改善

～実績評価（政策評価）の目的～

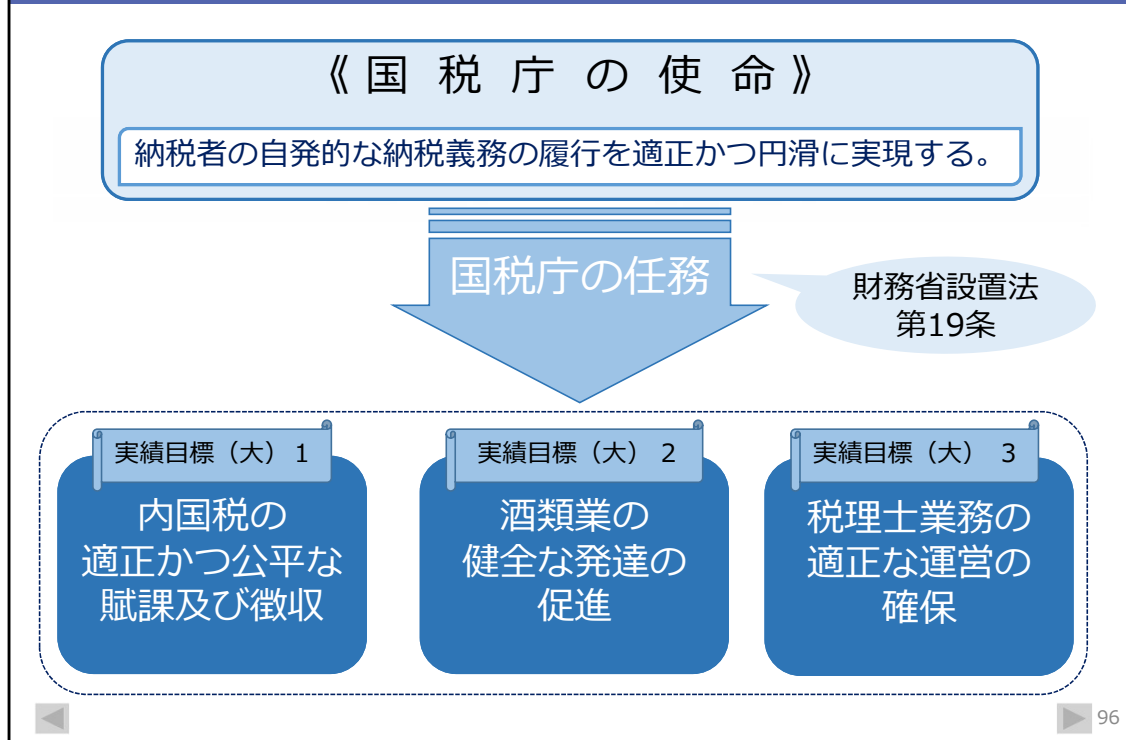
国税庁は主として政策の実施に関する機能を担う実施庁であるため、中央省庁等改革基本法に基づき、財務大臣が、国税庁の達成すべき目標を設定し、その実績を評価して公表しています。

国税庁の実績評価とは、国税庁が所管する事務について、①あらかじめ達成すべき目標を設定し、②その目標に対する実績を測定し、その達成度を評価することにより、③その達成度合いの情報を提供するものです。

また、国税庁の実績評価を実施する目的は、①国税庁の使命、実績目標、施策等を明らかにし、国民各層・納税者の皆様に対して説明責任を果たすこと、②常に、より効率的で質が高く、時代の要請にあった税務行政を目指し続けること、③国税庁の事務を改善し、職員の意欲向上、組織の活性化を図ることであり、これらについて分かりやすくお知らせすることによって、税務行政の透明性を確保し、国民各層・納税者の皆様からの理解と信頼を得ることです。

実績評価（政策評価）と税務行政の改善

～国税庁の使命と実績評価の目標～

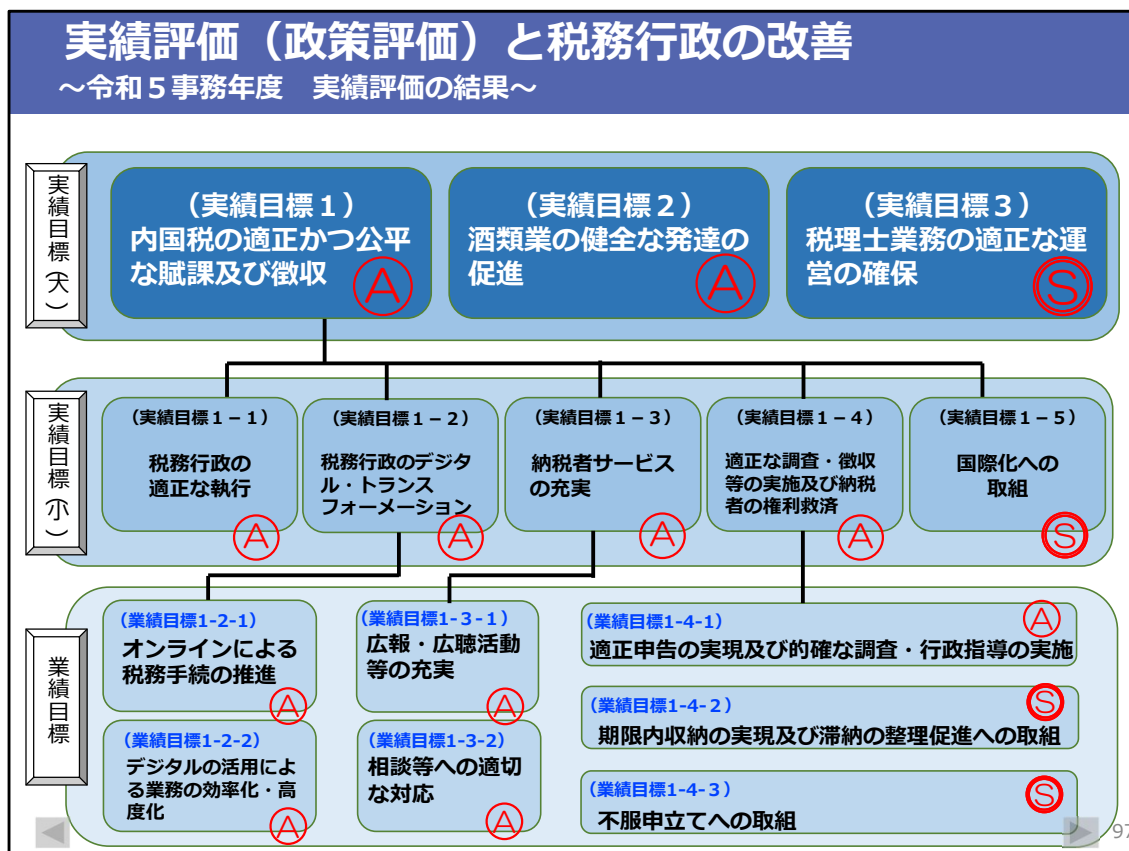


実績評価（政策評価）と税務行政の改善

～国税庁の使命と実績評価の目標～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、財務省設置法第19条に国税庁の任務として、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つが定められています。

実績評価では、この3つの任務を、国税庁が達成すべき目標として実績目標（大）1から3に掲げています。



実績評価（政策評価）と税務行政の改善

～令和5事務年度 実績評価の結果～

目標体系は、ただいま説明しました実績目標（大）1から3が達成すべき目標となりますが、実績目標（大）1の「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」について、その内容が広範囲にわたるため、5つの実績目標（小）と更に7つの業績目標に細分化して設定し、これらの目標を通じて、より分かりやすい評価に努めています。

これらの目標は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階で評価しています。

令和5事務年度の実績評価の結果は、「S 目標達成」と評価したものが4つ、「A 相当程度進展あり」と評価したものが11となっています。

これらの評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組んでいきます。

実績評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、実施計画及び評価書についてのご意見をいただいた上、財務省ホームページにおいて公表しています（国税庁ホームページからもご覧になれます。）。

なお、令和7事務年度の実績評価の実施計画においては、令和6事務年度と同じ目標体系の下、各種施策に取り組んでいます。

国税庁の 取組紹介動画



－ Web-TAX-TV

- ▶ 職員に聞いてみた！国税組織で働く魅力
- ▶ 消費税の不正還付を許さない！
- ▶ 国外財産を追いかける！
～国際徴収への取組～
- ▶ 脱税を見逃さない！
～国税査察官の仕事～
- ▶ 隠された脱税資金を追え！
～国税査察官の仕事Ⅱ～
- ▶ 見逃さない、悪質な税金の滞納
- ▶ 国際課税に関する取組の現状と今後の方向
- ▶ 海を越えた税務調査
- ▶ 海を越えた税務調査Ⅱ
- ▶ あなたのインターネット取引、
確定申告していますか
- ▶ ドラマ版ダイジェスト

98

国税庁の取組紹介動画について、ご紹介いたします。

画面に表示しているとおり、国税庁では、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネル」で、税に関する様々なジャンルの動画をアップしています。

これらの動画以外にも様々な動画を配信していますので、是非、「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネル」をご覧ください。

Web-TAX-TV

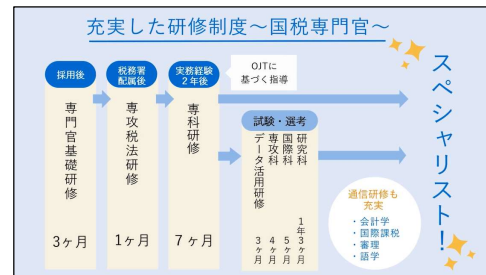
～「職員に聞いてみた！ 国税組織で働く魅力」～

職員に聞いてみた！

国税組織で働く魅力

ワークライフバランスが充実
男性の育児休業取得率**90%!**
充実した研修で**税のスペシャリスト**に
他の公務員より**給与が高い!**

国税組織で働く魅力



充実した研修制度

目指せる資格

人生 100年時代!

簿記・会計学	日商簿記検定
簿記・会計学・法人税の知識	中小企業診断士
金融資産や相続税の知識	F P
民法・不動産の知識	宅地建物取引士
不動産の評価の知識	不動産鑑定士
I C T・デジタルの知識	基本(応用)情報技術者
職務経験による試験免除	税理士

専門知識を活かして、資格取得している方もいます!! セカンドキャリア設計にも役立ちます!!!

目指せる資格

ワークライフバランスの充実
～子育てと仕事の両立支援制度～

ワークライフバランスの充実

99

国税庁の仕事や魅力

～Web-TAX-TV「職員に聞いてみた！ 国税組織で働く魅力」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、「国税組織で働く魅力」を実際に働いている職員が紹介する、「職員に聞いてみた！ 国税組織で働く魅力」を配信しています。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「消費税の不正還付を許さない！」～



還付を迫る代表者



法人へ税務調査



仕入先へ取引内容確認



海外からの情報収集



調査結果を代表者に説明



不正還付が明るみに



調査において重点的に取り組んでいる事項

～Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、消費税の不正還付を企む悪質な納税者に対し、的確な審査・調査により未然防止に取り組む調査官の仕事を、ドラマ仕立てで紹介した「消費税の不正還付を許さない！」を配信しています。

(あらすじ)

税務署に提出された一件の消費税還付申告。

還付申告者である法人の代表者から早期の還付を求められるが、申告の内容に疑問を持った調査官。

上司である統括官の指示のもと、消費税のスペシャリストである専門官、国際取引のスペシャリストである国際官と協力し、申告内容の疑問点を解明するために、法人が行っている仕入取引や輸出取引の調査を行った結果…。

是非、ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」～

滞納者自宅の搜索	国際徴収チーム	国外財産を保有する事実が判明
外国税務当局へ徴収共助を要請	外国税務当局が滞納者の国外財産を差押え	滞納国税が徴収された

▶ 101

国際徴収

～Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な滞納者の国外財産を日々追いかけて、徴収に取り組んでいる国税徴収官の姿をドラマ仕立てで紹介した「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」を配信しています。

（あらすじ）

高額な滞納国税の徴収を免れるため、国外に財産を移転させた滞納者とその妻。

国税局は滞納者の自宅を搜索したが、めぼしい財産を発見できず、滞納国税を徴収することができなかった。

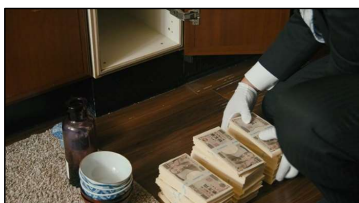
滞納者が過去に多額の国外送金をしていたため、国外財産の調査・徴収を専門とする国際徴収チームへ引き継がれ、滞納者の国外財産を追うための調査が進められることになる。

徴収官から国外財産の所有を問われ、白を切る滞納者であったが、外国税務当局への情報交換要請により、滞納者が国外に多額の財産を保有していることが明らかとなり…。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」～

 脱税を見逃さない！ ～国税査察官の仕事～	 国税局における検討会	 強制調査着手
 鞆の中から金塊が…	 食器棚から現金が…	 嫌疑者に対する質問調査

◀
▶ 102

査察調査

～Web-TAX-TV「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な脱税者を摘発するために日夜努力している査察官の活躍をドラマ仕立てで紹介した「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」を配信しています。

（あらすじ）

嫌疑者は、美容食品「美肌クッキー」をヒットさせたカリスマ経営者。

国税査察官による張り込みなどの徹底した内偵調査により、派手な私生活や多額の貯蓄を把握し、脱税の疑いを強めていく。

内偵調査で把握した情報をもとに綿密な検討を重ねた結果、カリスマ経営者の脱税の嫌疑を確信した。

強制調査の許可状を請求し、カリスマ経営者や特殊関係人の居宅へ一斉に強制調査を実施する。

真実の収支計算表や、多額の現金・金塊を次々と発見。徐々に脱税の手口が明らかになっていく…。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」～

 相続税法違反嫌疑事件 の着手検討会	 強制調査着手	 嫌疑者の別荘搜索
 嫌疑者のパソコンの データ分析	 外国税務当局へ調査依頼	 嫌疑者に対する質問調査

103

査察調査

～Web-TAX-TV「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な脱税者を摘発するために日夜努力している査察官の活躍をドラマ仕立てで紹介した「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」を配信しています。

（あらすじ）

富裕層として雑誌等で紹介されていた田中工業のオーナー田中幸一が亡くなり、息子田中剛が財産を相続する。

山田査察官は、生前の田中幸一の事業状況等からすると相続税の申告額が余りにも少ないと判断し内偵調査を実施する。

内偵調査の結果、嫌疑者田中剛の相続財産除外額は3億円と見込まれ、強制調査に着手した。

自宅庭の地中に隠して保管していた現金1億円を把握するも残りの2億円の行方が不明であった。

発見されていない相続財産を見つけるべく、田中剛の自宅で発見された他人名義の不動産関係書類を基に査察調査を展開し、事件を解決していく…。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

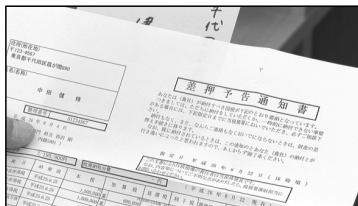
～「見逃さない、悪質な税金の滞納」～



西沢徴収官



バーで働く滞納者



滞納者宛の差押予告通知書



チラシを配る女性



滞納者と面接する徴収官



差押財産

確実な税金の納付

～Web-TAX-TV「見逃さない、悪質な税金の滞納」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づいて、滞納整理に取り組む国税徴収官の仕事ぶりをドラマ仕立てで紹介した「見逃さない、悪質な税金の滞納」を配信しています。

(あらすじ)

西沢徴収官は、徴収事務5年目の徴収官。

ある日、税務調査で決定された税金を一切納付せず、文書や電話の催告等も無視し続けているバー経営者の滞納事案を担当することになる。

様々な方法で滞納者に接触を試みるも、なかなか会うことができない。

そんな中、偶然もらった一枚のチラシから滞納者との接触に成功した西沢徴収官。

滞納者の自宅を搜索し、そこで発見したものとは・・・？

滞納者が改心し、滞納税額を全額納めたその理由とは・・・？

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」～



海外への財産隠し



富裕層PTの打合せ



情報収集をする山都実査官



海外からの情報収集



田楠家への調査



真実に辿り着く山都実査官



国際的な取引への課税

～Web-TAX-TV「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、富裕層や海外取引のある企業による資産隠しなどの国際的な租税回避行為を調査する「重点管理富裕層プロジェクト（富裕層PT）」の活躍をドラマ仕立てで紹介した「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」を配信しています。

（あらすじ）

国内で5法人を経営する田楠グループの田楠育夫は、「田楠家の財産を海外に隠した」と息子守に言い残し亡くなった。

富裕層PTの一員となった山都実査官は、育夫の相続財産が国外に隠されているのではないかと疑問を抱き、先輩実査官である海野実査官とともに調査を開始する。

「国税の調査は海外に及ばない」と豪語する田楠一族に、富裕層PTはどう立ち向かうのか！海を越えた国税の調査が動き出す。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」～



売上目標達成に燃える
醍醐産業海外事業部長平井



取引先の仕入担当者は
裏金を要求



国税局による調査



海外の税務当局調査官



外国の税務当局との
積極的な情報交換の実施



税に関する
コーポレートガバナンスの
重要性に気づく醍醐社長

106

国際的な取引への対応

～Web-TAX-TV「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、租税条約等に基づく情報交換を活用した国際的な取引に関する税務調査の実態をドラマで紹介する番組「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」を配信しています。

(あらすじ)

グローバル企業である醍醐産業の海外事業部長の平井は、売上目標を達成するため、取引先の仕入れ担当者のジョーンズに要求されるままに裏金を支払った。

そして、日本の国税局の調査権限が海外にある企業を直接調査できないことを利用し、ジョーンズに支払った裏金を、海外にある子会社への販売手数料に偽装した。

国税局調査部の森下国際税務専門官は、醍醐産業から子会社に支払われた不審な販売手数料に疑問を抱き、平井との面接で、その疑問は確信へと変わった。

森下は、租税条約等に基づく情報交換制度を活用し、海外税務当局に海外子会社に対する税務調査を依頼する。

日本の国税局と海外の税務当局による国境を越えた税務調査が始まる…。

適正・公平な課税のために、国境を越えた税務調査に励む調査官の仕事ぶりが分かりやすく紹介されたドラマ仕立ての番組です。

更に、企業のコーポレートガバナンスの在り方を再考させられる内容となっています。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「海を越えた税務調査Ⅱ～日韓税務協力の推進～」～



ポッタリ（運び屋）



ソウル地方国税庁
チ・ジニ調査官、イ・ソジン調査官



国税局調査部
渡辺主査



ゴンドー電機工業
権藤社長



国際的な連携調査



観念するキム社長



国際的な取引への対応

～Web-TAX-TV「海を越えた税務調査Ⅱ～日韓税務協力の推進～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、「海を越えた税務調査」シリーズの第二弾として、日韓両税務当局による情報交換を活用した両国の税務調査の実態を、ドラマ仕立てで紹介した「海を越えた税務調査Ⅱ～日韓税務協力の推進～」を配信しています。

（あらすじ）

電機機器を取り扱うゴンドー電機工業。

日本企業のグローバル化が進む中で、社長の権藤は、韓国企業キム・ファクタリングとの取引を増やしていた。

その権藤社長の前には、毎月ある女性が現われる。

このフレーズとともに。

「アニョハセヨ。おいしいキムチはいかがですか？」

日本の国税局調査部と韓国地方国税庁が協力し合い、権藤社長のたくらみを暴いていく…。

日韓両国の調査官が直接に会い、調査情報の交換や協議を行う国際的な連携調査ともいえる協力関係を分かりやすく紹介しています。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」～

 サイトを更新するブロガー	 主婦のオークションサイト	 税務署担当者による 情報収集
 主婦への税務調査が始まる	 私は大丈夫と思うブロガー	 無申告を指摘され落ち込む ブロガー

▶ 108

調査において重点的に取り組んでいる事項

～Web-TAX-TV「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、インターネット広告やオークションで収入を得ていたにもかかわらず、申告をしていなかった主婦2人を題材にして、ドラマ仕立てで紹介した「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」を配信しています。

（あらすじ）

趣味で始めた主婦のブログが次第に人気になり、アクセス件数のランキングも上位になっていった。

そして、ブログに掲載しているバナー広告の収入は次第に増えていき、お小遣い程度とは言えない金額になっていった。

親友の主婦も、インターネットで収入を得られることを知り、オークションサイトで自作の造花を販売し、次第に多額の収入を得ていった。

2人とも確定申告のことを気にすることなく日々を過ごしていたが、そんな2人に税務署の担当者が気付くことに…。

是非ご覧ください。

Web-TAX-TV

～「ドラマ版ダイジェスト」～



国税庁の取組紹介動画

～Web-TAX-TV「ドラマ版ダイジェスト」～

これまでご紹介した国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の人気の6番組を2分30秒のダイジェストにまとめた「ドラマ版ダイジェスト」を配信しています。

[収録ドラマ 6作品]

- ・「国税査察官の仕事」
- ・「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」
- ・「海を越えた税務調査Ⅱ～日韓税務協力の推進～」
- ・「国際的租税回避行為への対応～国際税務専門官の仕事～」
- ・「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」
- ・「国税徴収官の仕事」

国税庁の調査、徴収の現場の雰囲気を経験いただけるものとなっていますので是非ご覧ください。

税の スペシャリスト になるためには



- 国税の仕事と魅力
- 税のスペシャリストになるためには
- 各試験における見直しのポイント
- 令和5年度国税専門官採用試験から国税専門B区分（理工・デジタル系）が創設
- 事務職員の採用状況（令和7年4月）
- ワークライフバランスの充実
- 1DAY仕事体験

110

「税のスペシャリストになるためには」について、ご覧のような項目をご説明いたします。

国税の仕事と魅力

～国税の職場で一緒に働きませんか？～

国税の仕事～スペシャリストの3つの顔～



国税の仕事の魅力

- ✓ 充実した研修制度
- ✓ 専門性の高い業務
- ✓ 他の公務員より高水準な給与
- ✓ ワークライフバランスの充実

国税の仕事と魅力

国税職員は、

- ・滞納税金の督促や、滞納処分、納税指導を行う「国税徴収官」
 - ・個人や法人に対する調査や申告指導を行う「国税調査官」
 - ・そして大口・悪質な脱税者に対する強制調査及び告発を行う「国税査察官」
- という3つの顔を持つ、税のスペシャリストです。

そして、国税の仕事の魅力として4点説明します。

1点目は「充実した研修制度」です。

採用後、税務大学校における長期研修において、職員として必要な税法や会計の基礎的事項を習得できるほか、試験や選考によって専門的知識・技能を習得することで、税のスペシャリストとして育成します。

2点目は「専門性の高い業務」です。

業務を通じて様々な資格取得を目指すことができる仕事です。

簿記の資格はもちろんのこと、現行の制度上、一定の職務経験により税理士の資格が付与されます。

3点目は「他の公務員より高水準な給与」です。

税務職員には、職務の困難性から、一般の行政職の方よりも給与の金額が約1割高い「税務職俸給表」が適用されます。

これは高度な専門知識と技能を求められているためですが、それだけ専門性が高く、やりがいがある仕事と言えます。

4点目は「ワークライフバランスの充実」です。

国税の職場では子育てと仕事の両立支援制度を積極的に活用しており、育児休業取得率は、女性100%、男性91.6%です。

制度があるのは当たり前ですが、男性、女性共に、制度を当たり前のよう利用しているのが、国税の職場です。

税のスペシャリストになるためには

試験区分	対象	申込時期	採用予定数 (令和8年4月)
国税専門官 採用試験	大卒程度	例年 3月頃	A区分(法文系) 約1,050名
			B区分 (理工・デジタル系) 約100名
税務職員 採用試験	高卒程度	例年 6月頃	約700名
国税庁経験者 採用試験 (国税調査官級)	転職希望の者 (大卒後8年を経過した者)	例年 8月頃	約120名

税のスペシャリストになるためには

それではここで、税のスペシャリストとして、国税局や税務署で働く国税職員になるための採用試験について紹介させていただきます。

令和7年度に実施の採用試験には、

- ①高卒程度の方を対象とした税務職員採用試験
- ②大卒程度の方を対象とした国税専門官採用試験
- ③転職希望の方を対象とした国税庁経験者採用試験

があります。

税務行政を担う意欲のある方を毎年募集しております。

税の職場にご興味のある方は、是非、国税庁ホームページをご覧ください。

各試験における見直しのポイント

— 国税専門官・税務職員・経験者 —

<国税専門官採用試験> 【令和7年～】

- 必須の問題数を削減し「選択必須科目」を新設することで、**自分の専門性・得意分野等から解答したい問題を選択可能に！**

※ 国税専門B(理工・デジタル系)の試験科目は、これまでと変更ありません。

- **人物重視の試験**に見直し【配点比率：22% ⇒ 30%】

<税務職員採用試験> 【令和7年～】

- **人物重視の試験**に見直し【配点比率：25% ⇒ 30%】

<国税庁経験者採用試験（国税調査官級）> 【令和7年～】

- **第一次試験地が全国9都市**（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市）に**拡大**し、受験しやすくなりました！

※ 令和6年度までは第一次試験地東京都のみ

113

各試験における見直しのポイント

各採用試験における最近の改正点・ポイント等について、ご説明します。

国税専門官採用試験は令和7年に次の2点の改正を行いました。

1点目、国税専門A（法文系）において、必須の問題数を削減し「選択必須科目」を新設することで、自分の専門性・得意分野等から解答したい問題を選択できるようになりました。なお、国税専門B（理工・デジタル系）の試験科目は、これまでと変更ありません。

2点目、国税専門A（法文系）及び国税専門B（理工・デジタル系）ともに、人物試験の配点比率を現在の22%から30%に増やし、人物重視の採用試験に変更しました。

次に税務職員採用試験ですが、こちらも令和7年に人物試験の配点比率を現在の25%から30%に増やし、人物重視の採用試験に変更しました。

いずれの試験も人物試験の配点比率を高めていますので、税のスペシャリストとして活躍したいという熱い思いをお持ちの方は、是非チャレンジしてください。

最後に国税庁経験者採用試験（国税調査官級）ですが、令和6年度までは第一次試験地は東京都だけでしたが、令和7年度より、第一次試験地が全国9都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄）に拡大し、受験しやすくなりました。今の仕事で培った経験を税のスペシャリストとして活かしたいという思いをお持ちの方は、是非チャレンジしてください。

令和5年度国税専門官採用試験から 国税専門B区分（理工・デジタル系）が創設

国税専門官 — 税のスペシャリスト —



専門試験科目に基礎数学、物理、化学等を設定。詳細は、国税庁HPを確認!!

申込受付期間 令和7年2月20日(木)～3月24日(月) 第一次試験日 令和7年5月25日(日)



国税専門B区分（理工・デジタル系）の専門試験について

専門試験は、理工・デジタル系の方が大学等で学ぶ基礎的な内容を中心に出题します。

多肢選択式

必須問題（16題）	選択問題（42題中24題選択）
基礎数学②、 民法・商法②、会計学②	情報数学・情報工学③、 物理⑧、化学⑥、統計学⑥、 経済学⑥、英語⑥

- 選択問題は、42題の中から24題を任意に選ぶことができます。
- 解答時間は、2時間20分です。
- なお、民法・商法、会計学の4題は、基礎的な内容とする予定です。

記述式

必須問題（1題）
科学技術に関連する領域

- 専門試験（記述式）は、科学技術に関連する一般的な課題（情報・理工・工学等の分野に関連する時事問題や社会事情など）について論述する小論文形式の問題です。
- 解答時間は、1時間20分です。
- なお、専門試験（記述式）は第1次試験で実施しますが、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験科目の成績と総合します。

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）では、例題を掲載しています。 https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/mondairai/mondairai_top.html

114

令和5年度国税専門官採用試験から国税専門B区分（理工・デジタル系）が創設

近年、経済取引のデジタル化が進展したことにより、調査・徴収事務は複雑・困難化しており、税務行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

国税庁としては、このような経済社会の変化に税務行政が的確に対応できるような取組を着実に進めることが重要であると考えています。

そこで、国税庁においては、将来的には、AIを用いた申告内容の自動チェックや、大量かつ多種・多様な納税者データをICT・AIを活用して分析することによる調査選定などを行うことも想定し、現在、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでいます。

国税庁としましては、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションをより一層進めていくため、ICTに関する素養を備えている方を積極的に採用していきたいと考えており、令和5年度から、国税専門官採用試験に国税専門B区分（理工・デジタル系）を創設しました。

この新試験区分は、試験科目を見ていただければわかるように、デジタル（情報）系の学部の学生のみをターゲットとしているのではなく、ICTに関する素養を備えていると考えられる、理工・デジタル系学部の学生が広く受験できるような試験科目を設定しています。

国税の職場は、法文系出身者の多い職場と思われがちですが、システム開発やデータ分析、ICT調査技法の開発を行う部署などが多く設置されており、理工・デジタル系学部出身の方が活躍できる様々なフィールドが用意されておりますので、是非、理工・デジタル系学部の皆さんには、この機会に国税の職場に興味を持っていただき、多くの方に国税専門官採用試験を受験していただければと思います。

事務職員の採用状況（令和7年4月）

試験区分		採用人数（全国）
国税専門官 採用試験	A区分 (法文系)	1,087人 (内女性391人)
	B区分 (理工・デジタル系)	44人 (内女性12人)
税務職員 採用試験		677人 (内女性249人)
国税庁経験者 採用試験 (国税調査官級)		83人 (内女性19人)
障害者選考試験 ※ ステップアップ選考含む		2人 (内女性0人)
就職氷河期世代 選考試験		19人 (内女性9人)

115

事務職員の採用状況（令和7年4月）

令和7年度の職員の採用状況ですが、国税専門官採用試験、税務職員採用試験、国税庁経験者採用試験、障害者選考試験等及び就職氷河期世代選考試験での採用者数は、全国で1,131人、677人、83人、2人、19人が採用されております。

ワークライフバランスの充実

～子育てと仕事の両立支援制度～



国税庁の育児休業取得率は、女性100%・男性約90%
働きやすい環境が整っています！

ワークライフバランスの充実

また、男性だけでなく女性にも活躍してもらえよう環境づくりに取り組んでいます。

例えば、妊娠・出産という女性にしか経験できない人生のイベントにおいて、職場全体でサポートするといった取組を行っています。

その結果として女性職員の育児休業取得率は、ほぼ100%と非常に高く、妊娠・出産後も職場からのサポートがあるので、ほとんどの女性職員が職場復帰をし、キャリアを重ねています。

更に、配偶者である男性も子育てを気兼ねなく担えるよう、環境作りに努めており、男性職員の育児休業取得率は91.6%と非常に多くの男性職員が育児休業を取得しています。

国税の職場は、男性、女性共に非常に働きやすい環境となっています。

おわりに

皆様のご意見・ご要望をお待ちしております。

詳しくは、国税庁ホームページの
「税を考える週間」コーナーをご覧ください。

税を考える週間 で 検索

117

おわりに

以上、これまで「これからの社会に向かって」と題しまして、税の役割やその使途、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のグローバル化・デジタル化に向けた諸施策について紹介させていただきました。

なお、国税庁ホームページに、「税を考える週間」のコーナーを開設しておりますので、今回紹介した内容について、更に詳しくお知りになりたい場合は、そちらも併せてご覧ください。

また、国税庁では、税務行政に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

国税庁ホームページ又は最寄りの税務署にお寄せください。

ご清聴ありがとうございました。